半期報告書

自 平成17年4月1日 (第121期中)

至 平成17年9月30日

株式会社 群馬銀行

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成17年12月16日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査 報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 群馬銀行

	頁
第121期中 半期報告書	
【表紙】	• 1
第一部 【企業情報】	. 2
第1 【企業の概況】	. 2
1 【主要な経営指標等の推移】	. 2
2 【事業の内容】	. 5
3 【関係会社の状況】	. 5
4 【従業員の状況】	. 5
第2 【事業の状況】	. 6
1 【業績等の概要】	. 6
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【対処すべき課題】	25
4 【経営上の重要な契約等】	.26
5 【研究開発活動】	·26
第3 【設備の状況】	·27
1 【主要な設備の状況】	27
2 【設備の新設、除却等の計画】	•27
第4 【提出会社の状況】	·28
1 【株式等の状況】	.28
2 【株価の推移】	.31
3 【役員の状況】	.31
第 5 【経理の状況】	•32
1 【中間連結財務諸表等】	•33
2 【中間財務諸表等】	71
第6 【提出会社の参考情報】	-90
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	·91
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	.93
当中間連結会計期間	.95
前中間会計期間	97
当中間会計期間	.99

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成17年12月16日

【中間会計期間】 第121期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 四 方 浩

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【電話番号】 前橋(027)252-1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員総合企画部長 田村正明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番21号

株式会社群馬銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3271-1801(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 朝 倉 雅 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)

株式会社群馬銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目47番地1)

株式会社群馬銀行 宇都宮支店

(栃木県宇都宮市大通り2丁目2番1号)

株式会社群馬銀行 大阪支店

(大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、証券取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため半期報告書を縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	68, 888	73, 021	70, 336	137, 187	141, 034
うち連結信託報酬	百万円	2			2	0
連結経常利益	百万円	11, 665	5, 484	13, 546	16, 237	9, 933
連結中間純利益	百万円	6, 417	3, 234	7, 063		
連結当期純利益	百万円	_	_	_	13, 384	5, 227
連結純資産額	百万円	292, 768	308, 505	342, 882	317, 867	316, 271
連結総資産額	百万円	5, 728, 793	5, 750, 504	5, 900, 320	5, 746, 856	5, 822, 175
1株当たり純資産額	円	574. 24	611. 22	688. 27	629. 69	637. 26
1株当たり中間純利益	円	12. 59	6. 41	14. 23	_	_
1株当たり当期純利益	円	_	_	_	26. 34	10. 37
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	_	_	_	_	_
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円	_	_	_	_	_
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11. 33	11.75	11. 78	11. 94	11. 45
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	51, 267	65, 894	16, 734	106, 447	127, 321
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△88, 503	△53, 564	△35, 208	△110, 049	△105, 804
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1, 287	△8, 291	△7, 111	△6, 057	△13, 436
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	83, 742	116, 753	95, 182		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	_	_	_	112, 597	120, 615
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3, 356 [612]	3, 210 [658]	3, 193 [698]	3, 219 [625]	3, 111 [669]
信託財産額	百万円	76	60	42	68	51

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。
 - 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社のみであります。
 - 5 平成15年度中間連結会計期間から平成17年度中間連結会計期間までの潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
 - 6 平成15年度及び平成16年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第119期中	第120期中	第121期中	第119期	第120期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	58, 201	62, 016	58, 243	115, 225	118, 759
うち信託報酬	百万円	2	_	_	2	0
経常利益	百万円	11, 387	4, 726	12, 668	15, 823	9, 064
中間純利益	百万円	6, 311	3, 027	6, 793	_	_
当期純利益	百万円	_		_	13, 207	4, 913
資本金	百万円	48, 652	48, 652	48, 652	48, 652	48, 652
発行済株式総数	千株	513, 388	513, 388	504, 888	513, 388	504, 888
純資産額	百万円	289, 854	305, 554	339, 499	315, 149	313, 304
総資産額	百万円	5, 715, 880	5, 738, 358	5, 890, 341	5, 735, 106	5, 813, 136
預金残高	百万円	5, 077, 487	5, 109, 586	5, 167, 049	5, 105, 914	5, 148, 077
貸出金残高	百万円	3, 671, 900	3, 621, 145	3, 665, 286	3, 664, 326	3, 651, 000
有価証券残高	百万円	1, 741, 425	1, 830, 133	1, 965, 919	1, 784, 672	1, 878, 372
1株当たり中間配当額	円	2.50	2.50	2. 50		
1株当たり配当額	円				5.00	5. 00
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.21	11.61	11.63	11.82	11.31
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	3, 115 [494]	2, 979 [544]	2, 973 [596]	2, 987 [511]	2, 884 [557]
信託財産額	百万円	76	60	42	68	51
信託勘定貸出金残高	百万円		_			
信託勘定有価証券残高	百万円	52	25	_	52	25

⁽注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	銀行業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	2, 978	63	152	3, 193
	[596]	(4)	[98]	[698]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者 5 人、執行役員 5 人を含み、嘱託及び臨時従業員699人、派遣社員827人を含んでおりません。
 - 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。 なお、 []内の嘱託及び臨時従業員数には派遣社員の平均人員830人を含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

	十八八十 3 77 30 日 90 11
従業員数(人)	2, 973 (596)

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者 5 人、執行役員 5 人を含み、嘱託及び臨時従業員600人、派遣社員744人を含んでおりません。
 - 2 嘱託及び臨時従業員数は、 [] 内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。 なお、 [] 内の嘱託及び臨時従業員数には、派遣社員の平均人員746人を含んでおりません。
 - 3 当行の従業員組合は、群馬銀行従業員組合と称し、組合員数は2,388人であります。 労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(経営方針)

当行は、地域のリーディングバンクとして「地域社会の発展を常に考え行動すること」を企業理念として経営体質の強化に努めてまいりました。

この企業理念を堅持し、今後とも資産内容の健全性確保と収益力の強化に努め、当行のグループ力を結集することにより地元地域のお客さまの金融ニーズに的確かつスピーディーに対応し、地域社会の健全な発展に貢献してまいりますとともに、株主の皆さまや市場からも高く評価されるよう努力してまいります。

当行では昨年4月から平成19年3月までの3年間を計画期間とする『新世紀 第二次中期経営計画』 (R-PLAN) を推進しております。中期経営計画では、「収益力の強化」を計画の中心に置き、それを実現する経営戦略として、

- ○伝統的コアビジネスの収益性向上
- ○顧客ニーズに即応した手数料ビジネスの拡大

を掲げております。

「伝統的コアビジネスの収益性向上」とは、預金を預かりこれを原資として企業や個人に貸し出す という従来からの伝統的な銀行機能を、新しい時代に合うよう見直しを行い、リテール貸出の増強を 図ることにより収益力の向上を実現していこうとするものです。

「顧客ニーズに即応した手数料ビジネスの拡大」とは、総合金融サービス業としての機能強化を図り、お客さまのニーズに幅広く応えることのできる金融商品・金融サービスの充実と販売チャネルの拡大により手数料収入の増強を図っていこうとするものです。

また、このように新しい枠組みを進めていくなかで、新たに導入した統合収益管理システムを活用 し、ボリュームだけでなくリスクやコストを考慮した実質収益重視の営業活動を展開することにより、 高収益体質の構築を図っております。

なお、利益配分につきましては、銀行経営の健全性確保の観点及び銀行としての公共的使命を全うするため、長期にわたり財務体質の強化に努めるとともに、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

(金融経済環境)

当中間連結会計期間のわが国経済は、総じて緩やかに回復しました。企業収益の改善を背景に設備投資が増加し、個人消費も底堅く推移しました。また、輸出が持ち直し、生産も振れを伴いつつ後半増加傾向となりました。雇用情勢は厳しさが残るものの、改善に広がりがみられました。

一方、県内経済を見ますと、住宅投資は一進一退で推移しましたが、個人消費は全体としては底堅い動きとなりました。公共投資は減少基調で推移しましたが、設備投資は増加基調を持続しました。主要業種の生産をみますと、輸送機械は新車効果が一巡したことなどもあり落ち着いた動きとなりました。また、電気機械は、後半 堅調な国内販売などを背景に生産水準を引き上げました。総じてみますと、県内景気は緩やかに回復を続けました。 金融面では、日本銀行による潤沢な資金供給が続くなか、景気回復の動きを反映し、長期金利が上昇する局面もみられました。

(業績)

こうした金融経済環境のなか、当行は、埼玉県南西部の中心都市であり、企業集積度が大きく、事業性融資の有望マーケットである所沢市に法人営業所を開設しました。また、多様化するお客さまの資金運用ニーズへの取組みとして、投資信託や個人年金保険などの商品ラインナップの充実をはかるとともに、証券仲介業務の取り扱いを本店営業部で開始しました。また、企業育成ファンドを利用した地域経済を担う企業の発掘や育成、当行の有する営業情報や経営ノウハウを活用した地域企業の経営改善支援など、地域の活性化にも積極的に取組んでおります。

平成16年4月にスタートさせた『新世紀 第二次中期経営計画』(R-PLAN)のもと、このような諸施策を着実に実施しました結果、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

○財政状態

当中間連結会計期間末の資産は、コールローンや繰延税金資産が減少する一方、有価証券や貸出金が増加したことなどから前期末比781億円増加して5兆9,003億円となりました。負債は、債券貸借取引受入担保金が減少する一方、コールマネーが増加したことなどから前期末比512億円増加して5兆5,546億円となりました。

また、資本は、その他有価証券評価差額金や利益剰余金が増加したことなどから前期末比266億円増加して3,428億円となりました。

なお、グループの中心である群馬銀行の主要3勘定などの状況は次のとおりとなりました。

預金は、個人預金などが順調に推移し、中間期末残高は前期末比189億円増加して5兆1,670億円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出や住宅ローンを中心とする個人向け貸出などの増強に努めたことから、中間期末残高は前期比142億円増加して3兆6,652億円となりました。

個人向け貸出末残については、前期末比133億円増加して1兆768億円となりました。

また、金融再生法開示債権は、前期末比351億円減少して2,094億円となり、不良債権比率は前期末 比0.96%低下して5.65%となりました。

有価証券は、金利上昇リスクに配慮し市場動向を注視しながら適切な運用に努めました。この結果、中間期末残高は前期末比875億円増加し1兆9,659億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額(減損処理後)は、前期末比326億円増加して1,203億円となりました。この評価差額から税効果相当額485億円を控除した718億円を資本の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しました。

連結自己資本比率は、有価証券含み益の増加や連結自己資本が増加したことなどから前期比0.33% 上昇し11.78%となりました。 また、連結Tier I (有価証券の含み益等を除いた正味の自己資本) 比率は、前期末比0.14%上昇して7.87%となりました。

○損益状況

経常収益は、前年同期比26億85百万円減少して703億36百万円となりました。

この減少要因は、投資信託取扱手数料や保険代理店手数料の増加などにより役務取引等収益が増加 した一方、前年同期に計上した株式等売却益が無くなったことなどによります。

また、経常費用は、前年同期比107億47百万円減少して567億90百万円となりました。

この減少要因は、保守的な引当を行ったものの貸倒引当金繰入額が減少したことなどによります。

この結果、経常利益は、前年同期比80億62百万円増加して135億46百万円、中間純利益は、前年同期 比38億28百万円増加して70億63百万円となりました。

なお、グループの中心である群馬銀行のコア業務純益(銀行の本来業務での収益力を表す指標)は 資金利益の減少などから前年同期比 9 億68百万円減少して209億92百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は、経常収支のほとんどを銀行業務が占めております。

銀行業務の経常収益は株式等売却益の減少などから前年同期比37億61百万円減少して583億66百万円となる一方、経常利益は貸倒引当金繰入額の減少などから前年同期比80億20百万円増加して127億43百万円となりました。

リース業務の経常収益は前年同期比13億6百万円増加して130億86百万円、経常利益は前年同期比46百万円増加して7億65百万円となりました。

また、その他業務の経常収益は前年同期比55百万円減少して11億77百万円、経常利益は前年同期比1百万円減少して38百万円となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期は、貸出金やコールローンの減少に加えて資金運用による収入などから期中658億94百万円の収入になりました。

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、資金運用による収入に加えてコールマネーや預金の増加などから期中167億34百万円の収入になりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期、当中間連結会計期間ともに有価証券の取得による支出が有価証券の売却や償還による収入を上回り、それぞれ期中535億64百万円、352億8百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期、当中間連結会計期間ともに劣後特約付借入金の返済による支出や配当金の支払などから、それぞれ期中82億91百万円、71億11百万円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前年同期は期中41億56百万円増加して1,167億53百万円となり、当中間連結会計期間は期中254億33百万円減少して951億82百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は適切な運用・調達に努めましたが、貸出金利息の減少などから前年同期比18億46百万円減少して422億8百万円となりました。一方、役務取引等収支は手数料収入が順調に増加したことから、前年同期比9億3百万円増加して61億68百万円となりました。また、その他業務収支は、前年同期比3億53百万円減少して2億86百万円となりました。

なお、各収支合計は、国内が前年同期比12億35百万円減少して483億57百万円、海外が前年同期比60百万円減少して3億5百万円、国内及び海外の合計(相殺消去後)が前年同期比12億95百万円減少して486億63百万円となりました

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
(単)類	州川	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	43, 689	364	_	44, 054
貝並連用収入	当中間連結会計期間	41, 913	294	_	42, 208
こと 次 公 実田 収 光	前中間連結会計期間	46, 667	887	△199	47, 355
うち資金運用収益	当中間連結会計期間	46, 277	1, 685	△410	47, 553
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2, 977	522	△199	3, 300
アの真金神圧負用	当中間連結会計期間	4, 363	1, 391	△410	5, 344
信託報酬	前中間連結会計期間			_	_
10年10年10月	当中間連結会計期間			_	_
役務取引等収支	前中間連結会計期間	5, 267	△3	_	5, 264
仅伤取引等収入	当中間連結会計期間	6, 168	$\triangle 0$	_	6, 168
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	7, 464	6	_	7, 471
プロ技術取引等収益	当中間連結会計期間	8, 441	5	_	8, 447
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2, 196	10	_	2, 206
プロ技術取引等質用	当中間連結会計期間	2, 273	6	_	2, 279
その他業務収支	前中間連結会計期間	635	3	_	639
1000世来物权文	当中間連結会計期間	275	10	_	286
るナスの研業数回光	前中間連結会計期間	11,820	3	_	11, 824
うちその他業務収益	当中間連結会計期間	12, 599	10	_	12, 610
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	11, 185	△0	_	11, 185
プロでツ他来務賃用	当中間連結会計期間	12, 324		_	12, 324

⁽注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間3百万円、当中間連結会計期間3百万円)を控除して表示しております。
- 3 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引等によるものであります。

[「]海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

(2) 国内・海外別資金運用/調達の状況

資金運用勘定の平均残高は、前年同期比315億円増加して5兆4,621億円となりました。この要因は、コールローンが前年同期比413億円、貸出金が前年同期比230億円減少したものの、有価証券が前年同期比982億円増加したことなどであります。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前年同期比170億円増加して5兆3,480億円となりました。この要因は、借用金が前年同期比87億円減少したものの、個人預金を中心に預金が前年同期比427億円増加したことなどであります。

資金運用勘定の利回りは、低金利が継続するなか、運用の多様化を図るなど適切な運用に努めた結果、前年同期比横ばいの1.73%となりました。また、資金調達勘定の利回りは、預金利回りの上昇を主因に前年同期比0.07%上昇して0.19%となりました。

これらの結果、受取利息は前年同期比1億97百万円増加して475億53百万円、支払利息は前年同期 比20億44百万円増加して53億44百万円となり、資金運用収支は422億8百万円となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
(里)	791万门	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
添入室田供売	前中間連結会計期間	5, 376, 508	46, 667	1. 73
資金運用勘定	当中間連結会計期間	5, 400, 310	46, 277	1.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	3, 562, 157	34, 261	1.91
ノり貝山並	当中間連結会計期間	3, 535, 438	32, 703	1.84
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1, 482	1	0.16
プラ阿田石 画配分	当中間連結会計期間	1, 762	2	0.30
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 667, 850	11, 351	1. 35
アワイ岡匹分	当中間連結会計期間	1, 766, 065	11, 458	1.29
うちコールローン	前中間連結会計期間	85, 385	386	0.90
750- 76- 7	当中間連結会計期間	44, 014	494	2. 24
うち預け金	前中間連結会計期間	8, 776	67	1. 54
プリ項の並	当中間連結会計期間	6,600	107	3. 25
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5, 280, 249	2, 977	0.11
其业则足例是	当中間連結会計期間	5, 289, 892	4, 363	0. 16
うち預金	前中間連結会計期間	5, 106, 386	1, 055	0.04
7.61英亚	当中間連結会計期間	5, 130, 702	1, 957	0. 07
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	63, 257	8	0.02
アの酸反圧頂並	当中間連結会計期間	61, 286	7	0.02
うちコールマネー	前中間連結会計期間	6, 335	17	0.53
及び売渡手形	当中間連結会計期間	23, 881	119	0.99
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	44, 816	374	1.66
受入担保金	当中間連結会計期間	49, 928	593	2. 36
うち借用金	前中間連結会計期間	51, 461	400	1.55
ノの旧用金	当中間連結会計期間	42, 735	292	1. 36

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
 - 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間92,388百万円、当中間連結会計期間40,824百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間19,499百万円、当中間連結会計期間23,538百万円)及び利息(前中間連結会計期間3百万円、当中間連結会計期間3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

#8.51	平均残高	利息	利回り
别別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
前中間連結会計期間	84, 150	887	2. 10
当中間連結会計期間	87, 891	1, 685	3. 82
前中間連結会計期間	10, 469	128	2. 45
当中間連結会計期間	14, 100	295	4. 17
前中間連結会計期間			
当中間連結会計期間			
前中間連結会計期間	73, 516	758	2.05
当中間連結会計期間	73, 571	1, 388	3. 76
前中間連結会計期間			
当中間連結会計期間	_		_
前中間連結会計期間	117	0	0. 64
当中間連結会計期間	189	2	2. 58
前中間連結会計期間	79, 108	522	1. 31
当中間連結会計期間	83, 022	1, 391	3. 34
前中間連結会計期間	9, 046	58	1. 28
当中間連結会計期間	27, 117	455	3. 35
前中間連結会計期間	_	_	_
当中間連結会計期間	_	_	_
前中間連結会計期間	42, 749	272	1. 27
当中間連結会計期間	31, 742	533	3. 34
前中間連結会計期間		_	
当中間連結会計期間	_	_	_
前中間連結会計期間	_	_	_
当中間連結会計期間		_	
	当中間連結会計期間 前中間連結会計期間 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前中間間連結会計期間 前中間間連結会計期間 前中間間連結会計期期間 前中間間連結会計期期間 前中中間間連結会計期期間 前中中間間連結会計期期間 前中中間間連結会計期期間 前中中間間連結会計期期間 前中中間間連結会計期期間 前中中間連結会計期期間 前中中間連結会計期期間 前中中間連結会計期期間 前中中間連結会計期期間 前中中間連結会計期期間 前中中間連結会計期期間	期別 金額(百万円) 前中間連結会計期間 84,150 当中間連結会計期間 10,469 当中間連結会計期間 14,100 前中間連結会計期間 - 当中間連結会計期間 - 前中間連結会計期間 73,516 当中間連結会計期間 - 当中間連結会計期間 - 当中間連結会計期間 117 当中間連結会計期間 79,108 当中間連結会計期間 9,046 当中間連結会計期間 27,117 前中間連結会計期間 - 当中間連結会計期間 42,749 当中間連結会計期間 31,742 前中間連結会計期間 - 当中間連結会計期間 - 前中間連結会計期間 - 一 - 1 - - - - - - - - - - <td>期別 金額(百万円) 金額(百万円) 前中間連結会計期間 84,150 887 当中間連結会計期間 87,891 1,685 前中間連結会計期間 10,469 128 当中間連結会計期間 14,100 295 前中間連結会計期間 </td>	期別 金額(百万円) 金額(百万円) 前中間連結会計期間 84,150 887 当中間連結会計期間 87,891 1,685 前中間連結会計期間 10,469 128 当中間連結会計期間 14,100 295 前中間連結会計期間

⁽注) 1 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

² 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間32百万円、当中間連結会計期間25百万円) を控除して表示しております。

③ 合計

		平均残高(百万円)			利息(百万円)			
種類	期別	小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	利回り (%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5, 460, 659	△30, 040	5, 430, 618	47, 555	△199	47, 355	1. 73
[] 並是用例足	当中間連結会計期間	5, 488, 201	△26, 002	5, 462, 199	47, 963	△410	47, 553	1. 73
うち貸出金	前中間連結会計期間	3, 572, 627		3, 572, 627	34, 390		34, 390	1. 91
プロ貝山金	当中間連結会計期間	3, 549, 539		3, 549, 539	32, 998		32, 998	1.85
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1, 482	_	1, 482	1		1	0. 16
プの間面有個証券	当中間連結会計期間	1, 762		1, 762	2		2	0.30
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 741, 366	△2, 025	1, 739, 341	12, 109		12, 109	1. 38
プ り 有 畑 証 分	当中間連結会計期間	1, 839, 637	△2, 025	1, 837, 612	12, 846		12, 846	1. 39
うちコールローン	前中間連結会計期間	85, 385	_	85, 385	386		386	0. 90
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	当中間連結会計期間	44, 014	_	44, 014	494	_	494	2. 24
され 延け 今	前中間連結会計期間	8, 893	△1,004	7, 888	68	△8	59	1. 51
うち預け金	当中間連結会計期間	6, 789	△676	6, 112	110	△7	102	3. 34
次入细法协学	前中間連結会計期間	5, 359, 357	△28, 316	5, 331, 041	3, 500	△199	3, 300	0. 12
資金調達勘定	当中間連結会計期間	5, 372, 915	△24, 839	5, 348, 075	5, 754	△410	5, 344	0. 19
うち預金	前中間連結会計期間	5, 115, 432	△1,004	5, 114, 428	1, 114	△8	1, 105	0.04
) り頃金	当中間連結会計期間	5, 157, 819	△676	5, 157, 142	2, 413	△7	2, 405	0.09
ると参海州五人	前中間連結会計期間	63, 257	_	63, 257	8	_	8	0.02
うち譲渡性預金	当中間連結会計期間	61, 286	_	61, 286	7	_	7	0.02
うちコールマネー	前中間連結会計期間	49, 085	_	49, 085	289	_	289	1. 17
及び売渡手形	当中間連結会計期間	55, 624	_	55, 624	652	_	652	2. 33
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	44, 816	_	44, 816	374	_	374	1.66
受入担保金	当中間連結会計期間	49, 928	_	49, 928	593	_	593	2. 36
ると 併田 へ	前中間連結会計期間	51, 461	_	51, 461	400	_	400	1. 55
うち借用金	当中間連結会計期間	42, 735	_	42, 735	292	_	292	1. 36

⁽注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間92,421百万円、当中間連結会計期間40,850百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間19,499百万円、当中間連結会計期間23,538百万円)及び利息(前中間連結会計期間3百万円、当中間連結会計期間3百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

² 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引等によるものであります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比 9 億76百万円増加して84億47百万円となりました。その内訳を種類別にみますと、主なものは為替業務27億99百万円、預金・貸出業務20億29百万円及び投資信託取扱業務13億93百万円であります。

役務取引等費用も、前年同期比72百万円増加して22億79百万円となりました。役務取引等費用の 主なものは為替業務4億51百万円であります。

この結果、役務取引等収支は、前年同期比9億3百万円増加して61億68百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性积	划 別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	7, 464	6	_	7, 471
仅 伤 収 分 寺 収 位	当中間連結会計期間	8, 441	5	_	8, 447
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1, 895	1	_	1, 897
プの原金・貝山未然	当中間連結会計期間	2, 023	5	_	2, 029
うち為替業務	前中間連結会計期間	2, 870	0	_	2, 870
プリが任未防	当中間連結会計期間	2, 799	0	_	2, 799
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	0		_	0
プラロ配因性未効	当中間連結会計期間	0		_	0
うち代理業務	前中間連結会計期間	413		_	413
アのN座来務	当中間連結会計期間	380		_	380
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	171		_	171
プロ証分別性未効	当中間連結会計期間	207		_	207
うち保険代理店業務	前中間連結会計期間	424		_	424
プの体験代理冶業務	当中間連結会計期間	470		_	470
うち投資信託取扱	前中間連結会計期間	682		_	682
業務	当中間連結会計期間	1, 393		_	1, 393
うち保護預り・貸金	前中間連結会計期間	71		_	71
庫業務	当中間連結会計期間	71		_	71
うち保証業務	前中間連結会計期間	86	4	_	90
ノり体証未伤	当中間連結会計期間	93	0	_	93
犯教取引学费用	前中間連結会計期間	2, 196	10		2, 206
後務取引等費用 	当中間連結会計期間	2, 273	6		2, 279
うち為替業務	前中間連結会計期間	469			469
ノり荷官未防	当中間連結会計期間	451	0	_	451

⁽注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

² 相殺消去額は、「国内」と「海外」との間の内部取引等によるものであります。

(4) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

壬壬 米石	#80(国内	海外	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	5, 100, 738	6, 005	△1, 180	5, 105, 563
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	当中間連結会計期間	5, 138, 629	23, 981	△575	5, 162, 035
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2, 442, 837	85		2, 442, 922
プロ伽動圧頂並	当中間連結会計期間	2, 595, 076	126		2, 595, 203
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2, 506, 283	5, 919	△1, 180	2, 511, 022
	当中間連結会計期間	2, 368, 235	23, 854	△575	2, 391, 514
うちその他	前中間連結会計期間	151, 617	0	_	151, 617
プライッ/ill	当中間連結会計期間	175, 316	0	_	175, 316
溶油州	前中間連結会計期間	66, 020	_	_	66, 020
譲渡性預金	当中間連結会計期間	58, 161	_	_	58, 161
ν.Λ. Α. Ξ. Ι	前中間連結会計期間	5, 166, 758	6, 005	△1, 180	5, 171, 583
総合計	当中間連結会計期間	5, 196, 790	23, 981	△575	5, 220, 196

- (注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 2 定期性預金=定期預金+定期積金
 - 3 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 4 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引等によるものであります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

坐任山	平成16年9月	30日	平成17年9月30日		
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3, 569, 432	100.00	3, 604, 350	100.00	
製造業	661, 375	18. 53	647, 450	17. 96	
農業	1, 580	0.05	1,060	0.03	
林業	369	0.01	232	0.01	
漁業	829	0.02	1,723	0.05	
鉱業	5, 474	0. 15	4, 929	0.14	
建設業	252, 657	7.08	216, 065	5. 99	
電気・ガス・熱供給・水道業	39, 001	1.09	35, 924	1.00	
情報通信業	10, 791	0.30	13, 474	0.37	
運輸業	90, 274	2.53	96, 100	2.67	
卸売・小売業	442, 948	12.41	452, 308	12.55	
金融・保険業	188, 268	5. 28	202, 575	5.62	
不動産業	201, 421	5. 64	215, 314	5. 97	
各種サービス業	464, 090	13.00	449, 987	12.48	
地方公共団体	139, 828	3. 92	161, 380	4.48	
その他	1, 070, 514	29. 99	1, 105, 816	30.68	
海外及び特別国際金融取引勘定分	9, 964	100.00	14, 345	100.00	
政府等	_	_	_	_	
金融機関	_	_	_		
その他	9, 964	100.00	14, 345	100.00	
合計	3, 579, 396	_	3, 618, 695	_	

⁽注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げておりますが、平成16年9月30日現在及び平成17年9月30日現在の外国政府等向け債権残高はありません。

^{2 「}海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(6) 国内・海外別有価証券の状況

○有価証券残高(末残)

種類	#8.51	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
性規	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	498, 609	_	_	498, 609
[四][当中間連結会計期間	524, 436	_		524, 436
地方債	前中間連結会計期間	413, 270		_	413, 270
地力領	当中間連結会計期間	416, 064		_	416, 064
社債	前中間連結会計期間	481, 283		_	481, 283
11.1頁	当中間連結会計期間	546, 540	_		546, 540
株式	前中間連結会計期間	171, 278	_		171, 278
1XIX	当中間連結会計期間	229, 586	_		229, 586
その他の証券	前中間連結会計期間	195, 757	73, 096	△2, 025	266, 828
ての他の証券	当中間連結会計期間	178, 383	73, 569	△2, 025	249, 928
∧ ⇒1	前中間連結会計期間	1, 760, 199	73, 096	△2, 025	1, 831, 270
合計	当中間連結会計期間	1, 895, 010	73, 569	△2, 025	1, 966, 555

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
- (7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、 提出会社1社であります。

○信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産							
科目	前中間連結会計期間を	末(平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末(平成17年9月30日)				
杆目	金額(百万円) 構成比(%)		金額(百万円)	構成比(%)			
有価証券	25	41. 62	_	_			
信託受益権	35	58. 38	42	100.00			
合計	60	100.00	42	100.00			

負債							
科目	前中間連結会計期間を	k (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間を	末(平成17年9月30日)			
17 F	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)			
金銭信託	60	100.00	42	100.00			
合計	60	100.00	42	100.00			

- (注) 1 共同信託他社管理財産については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。
 - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末及び当中間連結会計期間末の取扱残高はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	49, 699	48, 262	$\triangle 1,437$
経費(除く臨時処理分)	27, 944	27, 874	△70
人件費	14, 743	14, 411	△331
物件費	11, 541	11, 788	246
税金	1,659	1,674	14
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	21, 754	20, 388	△1, 366
一般貸倒引当金繰入額	△6, 334	449	6, 783
業務純益	28, 089	19, 939	△8, 150
うち債券関係損益	△206	△604	△397
臨時損益	△23, 362	△7, 270	16, 092
株式関係損益	3, 824	△81	△3, 905
不良債権処理損失	27, 242	7, 280	△19, 962
貸出金償却	2, 409	0	△2, 409
個別貸倒引当金純繰入額	24, 046	6, 489	△17, 557
特定海外債権引当勘定繰入額	△21		21
貸出債権売却損	808	790	△17
その他臨時損益	55	90	35
経常利益	4, 726	12, 668	7, 942
特別損益	6	△239	△246
うち動産不動産処分損益	△63	△159	△95
税引前中間純利益	4, 732	12, 428	7, 695
法人税、住民税及び事業税	1,001	38	△962
法人税等調整額	704	5, 595	4, 891
中間純利益	3, 027	6, 793	3, 766

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支
 - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託 運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却-投資損失引当金純繰入額(債券対応分)
 - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.65	1. 59	△0.06
(イ)貸出金利回	1. 90	1.83	△0.07
(口)有価証券利回	1. 24	1. 13	△0.11
(2) 資金調達原価 ②	1.09	1.08	△0.01
(イ)預金等利回	0.02	0.02	0.00
(口)外部負債利回	1.50	1.01	△0. 49
(3) 総資金利鞘 ①-②	0. 56	0. 51	△0.05

⁽注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	13. 98	12. 45	△1.53
業務純益ベース	18. 05	12. 18	△5. 87
中間純利益ベース	1.94	4. 15	2. 21

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	5, 109, 586	5, 167, 049	57, 462
預金(平残)	5, 118, 392	5, 161, 869	43, 476
貸出金(未残)	3, 621, 145	3, 665, 286	44, 141
貸出金(平残)	3, 615, 052	3, 596, 553	△18, 498

(2) 個人·法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 当中間会計期間 (百万円)(A) (百万円)(B)		増減(百万円) (B)-(A)
個人	3, 790, 892	3, 805, 603	14, 711
法人	1, 025, 640	1, 056, 166	30, 526
合計	4, 816, 532	4, 861, 770	45, 238

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

^{2 「}外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	1, 051, 502	1, 076, 889	25, 387
住宅ローン残高	955, 120	993, 686	38, 566
その他ローン残高	96, 382	83, 203	△13, 179

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1)	百万円	2, 613, 543	2, 649, 649	36, 106
総貸出金残高	2	百万円	3, 599, 400	3, 629, 125	29, 725
中小企業等貸出金比率	1)/2	%	72.61	73.01	0.40
中小企業等貸出先件数	3	件	196, 113	187, 237	△8, 876
総貸出先件数	4	件	196, 803	187, 914	△8, 889
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99. 64	99. 63	△0.01

- (注) 1 貸出金残高には、海外店分、特別国際金融取引勘定分及び中央政府向け貸出は含まれておりません。
 - 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社 又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社 及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	会計期間	当中間会計期間		
性 規	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)	
手形引受	20	62	14	31	
信用状	159	1, 088	161	1, 369	
保証	6, 227	41, 590	5, 561	34, 162	
計	6, 406	42, 741	5, 736	35, 563	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

	項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
	(次日)		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		48, 652	48, 652
	うち非累積的永久優先株		_	
	新株式払込金		_	_
	資本剰余金		29, 114	29, 234
	利益剰余金		176, 784	179, 036
	連結子会社の少数株主持分		2, 551	2, 803
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		_	_
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
基本的項目	自己株式払込金		_	_
	自己株式(△)		4, 449	3, 671
	為替換算調整勘定		△448	△396
	営業権相当額(△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額			_
	(△)			
	連結調整勘定相当額(△)		_	_
		(A)	252, 204	255, 657
	うちステップ・アップ金利条項付の		_	_
	優先出資証券(注1)			
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		30, 427	54, 180
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		12, 983	12, 739
	一般貸倒引当金		28, 236	22, 803
補完的項目	負債性資本調達手段等		44, 300	38, 100
	うち永久劣後債務(注2)		_	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)		44, 300	38, 100
	計		115, 948	127, 823
	うち自己資本への算入額	(B)	115, 948	127, 823
控除項目	控除項目(注4)	(C)	453	706
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	367, 699	382, 775
	資産(オン・バランス)項目		3, 074, 558	3, 189, 050
リスク・ アセット等	オフ・バランス取引項目		53, 577	58, 482
ノモンド寺	計	(E)	3, 128, 136	3, 247, 532
連結自己資本比率	☑(国際統一基準)=D/E×100(%)		11.75	11.78

- (注) 1 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
 - 3 告示第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国際統一基準)

	項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
	坝 日		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		48, 652	48, 652
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式払込金		_	_
	資本準備金		29, 114	29, 114
	その他資本剰余金		0	119
	利益準備金		43, 548	43, 548
	任意積立金		121, 174	121, 122
	中間未処分利益		8, 577	10, 504
基本的項目	その他		_	_
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	自己株式払込金		_	_
	自己株式(△)		4, 361	3, 583
	営業権相当額(△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額			
	(△)			
	計	(A)	246, 706	249, 477
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		_	_
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%		30, 423	54, 176
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		12, 983	12, 739
	一般貸倒引当金		27, 687	22, 266
補完的項目	負債性資本調達手段等		44, 300	38, 100
mayana X H	うち永久劣後債務 (注2)		_	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)		44, 300	38, 100
	計		115, 394	127, 282
	うち自己資本への算入額	(B)	115, 394	127, 282
控除項目	控除項目(注4)	(C)	101	101
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	361, 999	376, 659
	資産(オン・バランス)項目		3, 063, 068	3, 180, 130
リスク・	オフ・バランス取引項目		53, 577	58, 482
アセット等	計	(E)	3, 116, 646	3, 238, 612
単体自己資本比率	区(国際統一基準)=D/E×100(%)		11.61	11. 63

- (注) 1 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い業務の延期が認められるものであること。
 - 3 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立 て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

生体の区へ	平成16年9月30日	平成17年9月30日	
債権の区分	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1, 089	833	
危険債権	1, 243	728	
要管理債権	706	534	
正常債権	33, 679	34, 970	

⁽注) 1 金額については、億円未満を四捨五入して表示しております。

² その他資産中の未収利息及び仮払金については、貸出関連の資産項目を集計しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、中期経営計画(R-PLAN)で5つの経営課題を掲げ、それぞれの課題克服に向けた施策を展開しております。

(1) 営業戦略の強化

当行は、中期経営計画の2つの経営戦略

- ○伝統的コアビジネスの収益性向上
- ○顧客ニーズに即応した手数料ビジネスの拡大
- の実現をめざし、従来の枠組みや体制を見直す施策を展開しております。

具体的には、

- ・格付全体をカバーする融資商品の品揃えの充実
- ・小口融資増強に向けた法人サポートセンターの設置
- 支店長権限貸出の拡大
- ・ローンステーションの展開と休日営業の実施
- ・ガン保障特約付き・失業保険付きなど住宅ローン新商品の導入
- ・営業店預り資産販売専担者(窓口・渉外)の配置
- ・ローカウンターの増設、投信パソコンの配備

などさまざまな新しい施策に取組んでおります。

また、平成16年11月に川越支店、平成17年8月に所沢法人営業所、同年10月に越谷法人営業所をそれぞれ開設し、融資推進に特化した業務に取組んでおります。今後も業績の伸びが期待できる地域へ経営資源を重点投入してまいります。

(2) 貸出資産の健全化

当行は、以下の3点を柱として貸出資産の健全化に取組んでおります。

- ①お取引先企業の経営改善支援
- ②オフバランス化 (最終処理) の促進
- ③厳正な自己査定の実施と十分な引当金の確保

当行は、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念に掲げております。貸出資産 健全化への取組みにおいても、お取引先にとって何が最良なのかを常に考え、お取引先の経営改 善努力への支援を行っております。

具体的には、経営支援体制の充実・強化を図る目的で平成14年3月に審査部内に設置した「経営支援室」を中心として、経営改善に真剣に取組んでいるお取引先に対し多角的な経営支援を行うことで、取引先企業の再建支援を通じ地域経済の活性化に貢献するとともに、貸出資産の健全化を促進しております。

その結果、不良債権の最終処理と相俟って、平成17年9月末の不良債権比率(金融再生法開示債権ベース)は5.65%と中期経営計画目標「5%台半ば」(平成19年3月末)をほぼ達成することとなりました。

(3) ローコスト経営の強化

当行は、厳格な予算執行管理により物件費の削減を図るとともに、業務職3,000人体制維持による人件費の抑制に取組んでおります。

なお、平成17年4月に事務部内に顧客満足度の高い事務サービスが提供できるよう「営業店事務見直しプロジェクト」を設置いたしました。また、「関東地銀業務研究会」では業務共同化によるコスト削減策などの検討を進めております。

(4) 人材の育成・活用

当行は、営業戦略を着実に実行できる人材の育成に向けた施策を展開しております。

伝統的コアビジネスの分野では、新入行員を対象として「融資スキルアップ研修」を新設し、 入行後一定期間、融資・渉外に配置する業務習得制度を導入したほか、幹事店に駐在審査役を配 置し、審査のスピードアップとともに成長企業を見極める企業評価能力や企業再生のための経営 支援能力の育成を行うなど法人融資に強い人材の育成に努めております。

手数料ビジネスの分野では、証券業務に精通した職員を中途採用し投信業務の指導を行うなど 実践力のある人材の育成に努めております。

また、支店長登用年次の若返りや抜擢人事の実施などにより、組織の活性化を図っております。

(5) 内部管理態勢の充実

当行は、社会からの確固たる信頼の確保に向け、グループ会社を含めたコンプライアンス体制の強化に努めております。また、いわゆる個人情報保護法に対応して情報管理体制の強化を図るとともに、平成17年10月にはリスク管理の高度化と統合リスク管理の充実を目的にリスク統括部を新設しました。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)		
普通株式	1, 351, 500, 000		
計	1, 351, 500, 000		

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行の発行する株式の総数は、13億5,150万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。」

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月16日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	504, 888, 177	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	_
≅ †	504, 888, 177	同左	_	

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年9月30日	_	504, 888	_	48, 652, 239	_	29, 114, 921

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	23, 872	4.72
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	18, 723	3.70
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	12, 148	2. 40
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11, 903	2. 35
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11, 056	2. 18
群馬銀行従業員持株会	群馬県前橋市元総社町194番地	10, 785	2. 13
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	10, 657	2. 11
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	10, 370	2.05
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	8, 864	1.75
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	8, 760	1.73
計		127, 141	25. 18

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)

23,872千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

11,903千株

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_		
議決権制限株式(自己株式等)	_		
議決権制限株式(その他)	_	1	1
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,549,000	ĺ	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 278,000	ļ	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 493, 210, 000	493, 210	同上
単元未満株式	普通株式 4,851,177	-	同上
発行済株式総数	504, 888, 177		
総株主の議決権	_	493, 210	

⁽注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。 2 「単元未満株式数」欄の普通株式には、当行所有の自己株式322株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町 194番地	6, 549, 000		6, 549, 000	1. 29
(相互保有株式) 群馬総合リース株式会社	群馬県前橋市元総社町 171番地1	278, 000		278, 000	0.05
計	_	6, 827, 000	_	6, 827, 000	1.35

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	6月 7月 8月		9月
最高(円)	632	668	677	680	695	778
最低(円)	548	586	625	655	641	640

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

- (1) 新任役員 該当事項はありません。
- (2) 退任役員 該当事項はありません。
- (3) 役職の異動該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11 年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の 分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しておりま す。

なお、前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計		前連結会計年 連結貸借対 (平成17年3月	照表
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		129, 031	2. 24	121, 916	2. 07	128, 728	2. 21
コールローン及び買入手形		61, 188	1.06	35, 719	0.61	47, 251	0.81
買入金銭債権		21, 085	0.37	23, 666	0.40	17, 383	0.30
商品有価証券	※ 7	1, 524	0.03	1, 781	0.03	1,718	0.03
金銭の信託		19, 492	0.34	24, 447	0.42	22, 602	0.39
有価証券	※ 1, 7	1, 831, 270	31.85	1, 966, 555	33. 33	1, 879, 200	32. 28
貸出金	*2, 3, 4, 5, 6, 8	3, 579, 396	62. 24	3, 618, 695	61. 33	3, 603, 397	61.89
外国為替	※ 6	4, 700	0.08	2, 696	0.05	3, 225	0.06
その他資産	※ 9	58, 156	1.01	62, 697	1.06	58, 436	1.00
動産不動産	※ 7, 10, 11, 12	122, 201	2. 13	121, 788	2.06	124, 144	2. 13
繰延税金資産		29, 748	0. 52	1, 356	0.02	18, 147	0.31
支払承諾見返		42, 741	0.74	35, 563	0.60	38, 567	0.66
貸倒引当金		△148, 773	△2. 59	△116, 564	△1.98	△120, 629	△2.07
投資損失引当金		△1, 261	△0.02	<u> </u>	_	_	
資産の部合計		5, 750, 504	100.00	5, 900, 320	100.00	5, 822, 175	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※ 7	5, 105, 563	88. 78	5, 162, 035	87. 49	5, 143, 641	88. 35
譲渡性預金		66, 020	1. 15	58, 161	0.99	60, 380	1.04
コールマネー及び売渡手形	※ 7	48, 339	0.84	133, 276	2. 26	102, 822	1. 77
債券貸借取引受入担保金	※ 7	48, 038	0.84	40, 964	0. 69	59, 331	1.02
借用金	※ 13	50, 605	0.88	45, 149	0.77	52, 117	0.89
外国為替		853	0.01	428	0.01	351	0.01
社債		22, 210	0.39	_	_	_	_
その他負債	※ 7, 9	41, 791	0.73	63, 353	1.07	32, 599	0.56
退職給付引当金		1, 657	0.03	1, 987	0.03	1, 917	0.03
繰延税金負債		_	_	2, 306	0.04	_	_
再評価に係る繰延税金負債	※ 10	11, 627	0. 20	11, 409	0.19	11, 628	0.20
支払承諾		42, 741	0.74	35, 563	0.60	38, 567	0.66
負債の部合計		5, 439, 447	94. 59	5, 554, 635	94. 14	5, 503, 357	94. 53
(少数株主持分)							
少数株主持分		2, 551	0.04	2, 803	0.05	2, 546	0.04
(資本の部)							
資本金		48, 652	0.85	48, 652	0.82	48, 652	0.83
資本剰余金		29, 114	0.51	29, 234	0.50	29, 115	0.50
利益剰余金		178, 046	3. 10	180, 281	3.05	174, 133	2. 99
土地再評価差額金	※ 10	17, 224	0.30	16, 901	0.29	17, 227	0.30
その他有価証券評価差額金		40, 365	0.70	71, 880	1. 22	52, 377	0.90
為替換算調整勘定		△448	△0.01	△396	△0.01	△541	△0.01
自己株式		△4, 449	△0.08	△3, 671	△0.06	△4, 692	△0.08
資本の部合計		308, 505	5. 37	342, 882	5. 81	316, 271	5. 43
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		5, 750, 504	100.00	5, 900, 320	100.00	5, 822, 175	100.00

② 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会記		当中間連結会記 (自 平成17年4		前連結会計年 要約連結損益記 (自 平成16年4	計算書
		至 平成16年9		至 平成17年9		至 平成17年3	月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		73, 021	100.00	70, 336	100.00	141, 034	100.00
資金運用収益		47, 355		47, 553		93, 994	
(うち貸出金利息)		(34, 390)		(32, 998)		(68, 050)	
(うち有価証券利息配当金)		(12, 111)		(12, 848)		(23, 895)	
信託報酬		_		_		0	
役務取引等収益		7, 471		8, 447		15, 363	
その他業務収益		11,824		12, 610		23, 767	
その他経常収益		6, 370		1,724		7, 909	
経常費用		67, 537	92.49	56, 790	80.74	131, 101	92. 96
資金調達費用		3, 304		5, 348		7, 466	
(うち預金利息)		(1, 105)		(2, 405)		(2,489)	
役務取引等費用		2, 206		2, 279		4, 554	
その他業務費用		11, 185		12, 324		23, 014	
営業経費		27, 499		27, 697		53, 462	
その他経常費用	※ 1	23, 341		9, 140		42, 603	
経常利益		5, 484	7. 51	13, 546	19. 26	9, 933	7.04
特別利益		72	0.10	971	1. 38	229	0.16
特別損失	※ 2	63	0.09	1, 209	1.72	185	0. 13
税金等調整前中間(当期)純利益		5, 493	7. 52	13, 307	18. 92	9, 976	7.07
法人税、住民税及び事業税		1, 162	1. 59	259	0.37	161	0.11
法人税等調整額		852	1. 17	5, 714	8. 12	4, 347	3. 08
少数株主利益		244	0. 33	270	0.39	240	0. 17
中間(当期)純利益		3, 234	4. 43	7, 063	10.04	5, 227	3. 71
	<u> </u>						

③ 【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		29, 114	29, 115	29, 114
資本剰余金増加高		0	119	0
自己株式処分差益		0	119	0
資本剰余金中間期末(期末)残高		29, 114	29, 234	29, 115
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		176, 068	174, 133	176, 068
利益剰余金増加高		3, 239	7, 388	5, 230
中間(当期)純利益		3, 234	7, 063	5, 227
土地再評価差額金取崩による 剰余金増加高		5	325	2
利益剰余金減少高		1, 262	1, 240	7, 165
配当金		1, 262	1, 240	2, 524
自己株式消却額				4, 641
利益剰余金中間期末(期末)残高		178, 046	180, 281	174, 133

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

						前連結会計年度の連結キ
		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間	ヤッシュ・フロー計算書
		(自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー						
税金等調整前			F 400		10.007	0.076
中間(当期)純利益			5, 493		13, 307	9, 976
減価償却費			10, 925		10, 885	22, 025
減損損失					1, 050	
持分法による投資損益(△)			△31		△51	△84
貸倒引当金の増加額 投資損失引当金の増加額			$\triangle 5,401$		$\triangle 4,065$	$\triangle 33, 545$ $\triangle 1, 239$
退職給付引当金の増加額			21 26		70	286
資金運用収益			△47, 355		$\triangle 47,553$	△93, 994
資金調達費用			3, 304		5, 348	7, 466
有価証券関係損益(△)			$\triangle 3,639$		653	$\triangle 2,505$
金銭の信託の運用損益(△)			<u></u> ,		△51	 ∆133
為替差損益(△)			△99		5	△298
動産不動産処分損益(△)			63		159	185
商品有価証券の純増(△)減			$\triangle 253$		$\triangle 62$	△447
貸出金の純増(△)減			41, 733		$\triangle 15,298$	17, 732
預金の純増減(△)			3, 639		18, 393	41, 717
譲渡性預金の純増減(△)			4, 340		$\triangle 2,219$	△1, 300
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減			△9, 246		△18, 621	△5, 081
コールローン等の純増(△)減			21, 804		6, 622	36, 292
コールマネー等の純増減(△)			△3, 862		30, 485	51, 133
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)			8, 937		△18, 366	20, 230
外国為替(資産)の純増(△)減			△1,804		529	△328
外国為替(負債)の純増減(△)			154		77	△346
普通社債の発行・償還による 純増減(△)			_		_	△21, 138
資金運用による収入			47, 835		47, 568	94, 931
資金調達による支出			△3, 970		△4, 793	△8, 415
その他			△3,626		△8, 131	△1, 640
小計 法人税等の支払額			68, 918		15, 942	131, 477
営業活動による			△3, 024		791	△4, 156
キャッシュ・フロー			65, 894		16, 734	127, 321
II 投資活動による キャッシュ・フロー						
有価証券の取得による支出			△210, 125		$\triangle 261,375$	△453, 428
有価証券の売却による収入			33, 898		81, 681	93, 762
有価証券の償還による収入			130, 388		154, 562	275, 870
金銭の信託の増加による支出			$\triangle 14$		△1, 903	△3, 120
金銭の信託の減少による収入			_		_	133
動産不動産の取得による支出			△8, 201		$\triangle 9,055$	△20, 094
動産不動産の売却による収入			491		880	1,072
投資活動による キャッシュ・フロー			△53, 564		△35, 208	△105, 804

			前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間	前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書
			(自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
Ш	財務活動による キャッシュ・フロー						
	劣後特約付借入による収入			_		3,000	4, 000
	劣後特約付借入金の返済によ る支出			△7, 000		△10,000	△10,000
	配当金支払額			$\triangle 1,259$		△1, 238	△2, 520
	少数株主への配当金支払額			_		△13	_
	自己株式の取得による支出			$\triangle 32$		△55	△4, 921
	自己株式の売却による収入			0		1, 195	5
	財務活動による キャッシュ・フロー			△8, 291		△7, 111	△13, 436
IV	現金及び現金同等物に係る 換算差額			119		152	△61
V	現金及び現金同等物の 増加額			4, 156		△25, 433	8,018
VI	現金及び現金同等物の 期首残高			112, 597		120, 615	112, 597
VII	現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高			116, 753		95, 182	120, 615

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関す	(1) 連結子会社 6社	(1) 連結子会社	(1) 連結子会社
る事項	主要な会社名	同左	同左
0 + · X	群馬総合リース株式	11.02.	11-92-5
	会社		
	公司		
	(GUNMA FINANCE		
	(HONG KONG)		
	LIMITED)		
	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社
	主要な会社名	同左	主要な会社名
	群馬信用保証株式会		群馬信用保証株式会
	社		社
	株式会社群銀カード		株式会社群銀カード
	非連結子会社は、その		非連結子会社は、その
	資産、経常収益、中間純		資産、経常収益、当期純
	損益(持分に見合う額)及		損益(持分に見合う額)及
	び利益剰余金(持分に見		び利益剰余金(持分に見
	合う額)等からみて、連		合う額)等からみて、連
	結の範囲から除いても企		結の範囲から除いても企
	業集団の財政状態及び経		業集団の財政状態及び経
	営成績に関する合理的な		営成績に関する合理的な
	判断を妨げない程度に重		判断を妨げない程度に重
	要性が乏しいため、連結		要性が乏しいため、連結
	の範囲から除外しており		の範囲から除外しており
	ます。		ます。
	(1) 持分法適用の非連結子	(1) 持分法適用の非連結子	(1) 持分法適用の非連結子
する事項	会社 6社	会社	会社
) 分手点	主要な会社名	同左	同左
	群馬信用保証株式会	IN/AL	H/ZL
	社 社		
	│		
		(a) 桂八汁溶甲の即本入牡	(0) 株八汁茶田の即本入社
	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社	(2) 持分法適用の関連会社
	該当ありません。	同左	同左
	(3) 持分法非適用の非連結	(3) 持分法非適用の非連結	(3) 持分法非適用の非連結
	子会社	子会社	子会社
	該当ありません。	同左	同左
	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会	(4) 持分法非適用の関連会
	社	社	社
	該当ありません。	同左	同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
3 連結子会社の(中	(1) 連結子会社の中間決算	(1) 同左	(1) 連結子会社の決算日は
間)決算日等に関す	日は次のとおりでありま	(1) H]/L.	次のとおりであります。
る事項	す。		12月末日 1社
0 7 7	6月末日 1社		3月末日 5社
	9月末日 5社		0/1/// 0/E
	(2) 連結子会社は、それぞ	(2) 同左	(2) 子会社については、そ
	れの中間決算日の財務諸		れぞれの決算日の財務諸
	表により連結しておりま		表により連結しておりま
	す。 中間連結決算日と上記		す。 連結決算日と上記の決
	の中間決算日等との間に		乗品
	生じた重要な取引につい		要な取引については必要
	ては必要な調整を行って		な調整を行っておりま
	おります。		す。
4 会計処理基準に関	(1) 商品有価証券の評価基	(1) 商品有価証券の評価基	(1) 商品有価証券の評価基
する事項	準及び評価方法	準及び評価方法	準及び評価方法
	商品有価証券の評価	同左	同左
	は、時価法(売却原価は		
	主として移動平均法によ		
	り算定)により行ってお		
	ります。	(a) 去無記光の証無其業五	(0) 女体記坐の証何其準及
	(2) 有価証券の評価基準及	(2) 有価証券の評価基準及	(2) 有価証券の評価基準及
	び評価方法	び評価方法 (イ)有価証券の評価は、	び評価方法
	(イ)有価証券の評価は、 満期保有目的の債券に	満期保有目的の債券に	(イ)有価証券の評価は、 満期保有目的の債券に
	両期保有目的の債券に ついては移動平均法に	両期保有目的の順券に ついては移動平均法に	両期休月日的の順券に ついては移動平均法に
	よる償却原価法(定額	よる償却原価法(定額	よる償却原価法(定額
	法)、その他有価証券	法)、その他有価証券	法)、その他有価証券
	のうち時価のあるもの	のうち時価のあるもの	のうち時価のあるもの
	については、中間連結	については、中間連結	については、連結決算
	決算目の市場価格等に	決算日の市場価格等に	日の市場価格等に基づ
	基づく時価法(売却原	基づく時価法(売却原	く時価法(売却原価は
	価は主として移動平均	価は主として移動平均	主として移動平均法に
	法により算定)、時価	法により算定)、時価	より算定)、時価のな
	のないものについて	のないものについて	いものについては、移
	は、移動平均法による	は、移動平均法による	動平均法による原価法
	原価法又は償却原価法	原価法又は償却原価法	又は償却原価法により
	により行っておりま	により行っておりま	行っております。
	す。	す。	なお、その他有価証
	なお、その他有価証	なお、その他有価証	券の評価差額について
	券の評価差額について	券の評価差額について	は、原則として全部資
	は、全部資本直入法に	は、原則として全部資	本直入法により処理し
	より処理しておりま	本直入法により処理し	ております。
	す。	ております。	

(自 平成16年4月1日 (自 平成	連結会計期間 前連結会計年度 (17年4月1日 (自 平成16年4月1日 (17年9月30日) 至 平成17年3月31日)
(ロ)有価証券運用を主目 (ロ) 金:	銭の信託におい (ロ) 同左 財産を構成して
	写価証券の評価
	開目的の金銭の
いる有価証券の評価 信託に	こついては時価
は、時価法により行っと、そ	の他の金銭の信
	いては上記(イ)
	のその他有価証
	じ方法により行
	(b) st - (c)
	ディブ取引の評 (3) デリバティブ取引の評
	び評価方法 価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評 価は、時価法により行っ	同左
価は、時価法により行っております。	
(4) 減価償却の方法 (4) 減価償	
①動産不動産 ①動産不	_
当行の動産不動産は、	同左 当行の動産不動産は、
定率法を採用し、年間減	定率法を採用しておりま
価償却費見積額を期間に	†
より按分し計上しており	なお、主な耐用年数は
ます。 なお、主な耐用年数は	次のとおりであります。 建物:6年~50年
次のとおりであります。	動産:3年~20年
建物:6年~50年	連結子会社の動産不動
動産:3年~20年	産については、資産の見
連結子会社の動産不動	積耐用年数に基づき、主
産については、資産の見	として定額法により償却
積耐用年数に基づき、主	しております。
として定額法により償却	0 (40) 3()
しております。	
②ソフトウェア ②ソフト	ウェア ②ソフトウェア
自社利用のソフトウェ	同左 同左
アについては、当行及び	
連結子会社で定める利用	
可能期間(主として5年)	
に基づく定額法により償	
却しております。	
	当金の計上基準 (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引	同左
丁の足の C いる負却・引	
コ基準に則り、次のとね り計上しております。	
「銀行等金融機関の資	
産の自己査定に係る内部	
統制の検証並びに貸倒償	
却及び貸倒引当金の監査	
却及び貸倒引当金の監査 に関する実務指針」(日	

	사무ᄩ/キ안·ᄼᆿᅲᄱᇚ	ジェル トコ ケヴ
前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
監査特別委員会報告第4		
号)に規定する正常先債		
権及び要注意先債権に相		
当する債権については、		
一定の種類毎に分類し、		
過去の一定期間における		
各々の貸倒実績から算出		
した貸倒実績率等に基づ		
き引き当てております。		
破綻懸念先債権に相当す		
る債権については、債権		
額から担保の処分可能見		
込額及び保証による回収		
可能見込額を控除し、そ		
の残額のうち必要と認め		
る額を引き当てておりま		
す。破綻先債権及び実質		
破綻先債権に相当する債		
権については、債権額か		
ら、担保の処分可能見込		
額及び保証による回収可		
能見込額を控除した残額		
を引き当てております。		
特定海外債権について		
は、対象国の政治経済情		
勢等に起因して生ずる損		
失見込額を特定海外債権		
引当勘定として引き当て		
ております。		
すべての債権は、資産		
の自己査定基準に基づ		
き、営業関連部署が資産		
査定を実施し、当該部署		
から独立した資産監査部		
署が査定結果を監査して		
おり、その査定結果に基		
づいて上記の引き当てを		
行っております。		
連結子会社の貸倒引当		
金は、一般債権について		
は過去の貸倒実績率等を		
勘案して必要と認めた額		
を、貸倒懸念債権等特定		
の債権については、個別		
に回収可能性を勘案し、		
回収不能見込額をそれぞ		
れ引き当てております。		
 7~11 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1		l

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(6) 投資損失引当金の計上 基準 当行の投資損失引当金		
は、投資に対する損失に 備えるため、有価証券の 発行会社の財政状態等を		
勘案して必要と認められ る額を計上しておりま		
す。 (7) 退職給付引当金の計上 基準	(6) 退職給付引当金の計上 基準	(6) 退職給付引当金の計上 基準
退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備える	同左	退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備える
ため、当連結会計年度末 における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基		ため、当連結会計年度末 における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基
づき、当中間連結会計期 間末において発生してい		づき、必要額を計上して おります。また、過去勤
ると認められる額を計上 しております。また、過 去勤務債務及び数理計算		務債務及び数理計算上の 差異の費用処理方法は以 下のとおりであります。
上の差異の費用処理方法 は以下のとおりでありま		過去勤務債務: その発生時の従業員
す。 過去勤務債務: その発生時の従業員		の平均残存勤務期間 内の一定の年数(主 として10年)による
の平均残存勤務期間 内の一定の年数(主		定額法により損益処 理
として10年) による 定額法により損益処 理		数理計算上の差異: 各連結会計年度の発 生時の従業員の平均
数理計算上の差異: 各連結会計年度の発		残存勤務期間内の一 定の年数(主として
生時の従業員の平均 残存勤務期間内の一 定の年数(主として		10年)による定額法 により按分した額 を、それぞれ発生の
10年)による定額法 により按分した額		翌連結会計年度から 損益処理
を、それぞれ発生の 翌連結会計年度から 損益処理		

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		(会計方針の変更)
		従来、実際運用収益
		が期待運用収益を超過
		したこと等による数理
		計算上の差異の発生又
		は給付水準を引き下げ
		たことによる過去勤務
		債務の発生により、年
		金資産が企業年金制度
		に係る退職給付債務を
		超えることとなった場
		合における当該超過額
		(以下「未認識年金資
		産」という。)の処理
		については、平成17年
		3月16日付で「退職給
		付に係る会計基準」
		(企業会計審議会平成
		10年6月16日)の一部
		が改正され、早期適用
		により平成17年3月31
		日に終了する連結会計
		年度に係る連結財務諸
		表についても未認識年
		金資産を資産及び利益
		として認識することが
		認められました。これ
		に伴い、「『退職給付
		に係る会計基準』の一
		部改正に関する適用指
		針」(企業会計基準適
		用指針第7号平成17年
		3月16日)を適用し、
		当連結会計年度から未
		認識年金資産を数理計
		算上の差異として(過
		去勤務債務又は数理計
		算上の差異とに合理的
		に区分して)費用の減
		額処理の対象としてお
		ります。これによる影
		響額は僅少でありま
		す。

(日 平成16年4月1日 至 平成16年4月1日 至 平成17年4月1日 至 平成17年4月1日 至 平成17年3月30日) (日 平成17年3月31日) (日 年 八月7年3月31日) (日 平成17年3月31日) (日 平成17年3月31日) (日 年 八月7年3月31日) (日 年 八月7年3月31日) (日 年 八月7年3月31日) (日 年 八月7年3月31日) (日 平成17年3月31日) (日 平成17年3日) (日 平成17年3日) (Т			
至 平成1年9月30日) 至 平成1年9月30日) 至 平成1年3月31日) (3) 外保健資産・負債の換算基準 当行の外骨健資産・負債の換算基準 当行の外骨健資産・負債の係例 対策			当中間連結会計期間	前連結会計年度
(8) 外貨建資産・負債の換算基準 (7) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及の締分支出勘定は、主として中間連請決等日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により教算しております。 (9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借事に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の管貨借取引に準じた会計処理によっております。 (4) 重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジには、対するヘッジに対するヘッジに対するペッジ会計 (4) 金利リスク・ヘッジ 同左 (5) 乗機告察礼号)に規定する 線極ヘッジによっております。 (4) 重要なヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品計事に適用に関する会計上及び監査上の取扱い、(10本会談会計 世際業業別販量用に関する会計上及び監査上の取扱い、(10本会談委員会報告第24号)に規定する線極ヘッジによっております。 (4) 金利リスク・ヘッジについては、和場変数となる新後・実出会変員会報告第24号 に規定する線極ヘッジによっております。 (4) 金利リスク・ヘッジについては、作出会学をレッジ手段である名利スクッジについて、ヘッジについて、ヘッジに、ついて、ヘッジに、ついて、ヘッジに、ついて、ヘッジでは分のうえ物では対しております。 また、一部の資産・負債については、全利スワップ下取り等を一定の(投行の) 別の間にグルーピングのうえ物ではアルーピングのうえ物ではアルーピングのうえ物ではアルーピングのうえ物ではアルーピングのうえ物ではアルーピングのうえ物ではアルーピングのうえ物ではアルーピングのうえをでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープをは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープでは、全利スワープをは、全利スワープでは、全利なアープでは、全利なアープでは、全利なアープでは、対し、アースの				
算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債とついては、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。 (9) リース取引の処理方法当行及で国内連結子会社のの別外のファイナンス・リース取引にのからな他の別外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に昨た会計処理によっております。 (10) 重要なヘッジ会計の方法 (10) 重要なヘッジ会計の方法 (11) 重要なヘッジ会計の方法 (12) 重要なヘッジ会計の方法 (13) 重要なヘッジ会計の方法 (14) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債がら生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業に対ける金融の合計とない」と、「銀行業に対ける金融を強制して対するのように対するというとは、「銀行業に対ける金融を強制していては、相關である計としては、全利リスク・ヘッジ方の方法と、「銀行業に対ける金融を強制に関する会計と及び監査上の取扱い」(日本の記録合計と協会業権別に関する会計としております。ヘッジを対しては、相關である計としております。へのでは、相關である対しては、相關である対しては、相關である対しては、対していて、ヘッジを対しては、相關である対しては、対していては、相關である対しては、対していては、相關である対しては、対していては、相關である対しては、対していては、利用である対していては、対していては、対していていていていていていていていていていている対していては、対していては、対していては、対していては、対していては、対していては、対していては、対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい			_ 1//- 1 /- 1/	
当行の外貨建資産・会 値及び海外支店勘定は、 主として中間連請決算 ロの為替相場による円換算 額を付しております。 連絡子会社の外貨建資 産・負債については、そ れぞれの外貨は質 産・負債については、を れぞれの別等日等の 為替相場により換算して おります。 (9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会 社のリース物外の所有權 が借まに移転すると認め られるもの以外のファンス・リース取引については、通常の貸貨債限 引に軍じた会計処理によっております。 (10) 重要なヘッジ会計の方 法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関 する会計上及び職主しの 取扱い」(日本公認会計 生協会確別監査委員会 報音第24号)に規定する 報音第24号)に規定する 報音第24号)に規定する 報音第24号のに対するヘッジに ついて、ヘッジオ象となる る資金・貸出金等とヘッジ・デ酸である全利スワップ・取引等を一定の(残符) 期間衛にグルービングの うえ物定し評価しております。 ます。 ー マッジに対します。 東大・一部の資産・会 債については、金利スワ				
(報及び海外支店勘定は、主として連結決算目の為替相場による日執算額を付しております。 連結子会社の外貨建資 産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により検算しております。 連結子会社の外貨建資 産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により検算しております。 (3) リース取引の処理方法 当ります。 (4) シース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース取引の処理方法 同左 (5) リース取引の処理方法 同左 (6) リース取引の処理方法 同左 (7) 金利リスク・ヘッジ 1行の企應資産・負債 から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の企應資産・負債 から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左 (イ)金利リスク・ヘッジ 同左 (カール・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・				21 1
主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算しております。 (9) リース取引の処理方法当行及び国内連結子会社のリンス取引の処理方法同左部のようを社のリース物件の所有権が情主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の質貨情取引に準じた会計処理によっております。 (1) 重要なヘッジ会計の方法(イ)金利リスク・ヘッジ司行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計主協会業を強計の対法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計方法は、「外行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」では、企業を関い監査との取扱い」では、企業を対します。ペッジについては、相楊要動を相殺するヘッジについては、相楊要動を相殺するヘッジについては、不の受済を対し、対けのいては、保楊要の対し、対し、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな			同左	
の為替相場による円換算 糖を付しております。 連結子会社の外貨建資 産・負債については、そ れぞれの中間決算日等の 為替相場により換算して おります。 (9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会 社のリース動外のの再有権 が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取 引に準じた会計処理によっております。 (10)重要なヘッジ会計の方 法 (イ)金利リスク・ヘッ ジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに メするヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 上協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 満延ヘッジによっております。ヘッジを発しいては、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ子の性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ子のである金利にの 財間にグルーピングの うえ特定しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ				
		主として中間連結決算日		主として連結決算日の為
連結子会社の外貨建資 産・負債については、それぞれの中間決算日等の 為替相場により検算して おります。 (9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会 社のリース動作の所有権 が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取 引に準じた会計処理によっております。 (10) 重要なヘッジ会計の方法 (4) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業権の関連者委員会 報告第24号)に規定する 議延ヘッジによっております。ヘッジ有効性が価の方法については、相場変動を相殺するヘッジに 切って、ヘッジ対象となる預全・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残予) 期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、全利スワ		の為替相場による円換算		替相場による円換算額を
 産・負債については、それぞれの中間決算し等の為替相場により換算しております。 (9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に挙じた会計処理によっております。 (10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」「日本公認会計・出傷会業種別監査委員会報告第24号)に現定する議延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、担場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ有效性評価の方法については、担場変動を相殺するヘッジについて、クジが対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間病にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、全利スワ 		額を付しております。		付しております。
		連結子会社の外貨建資		連結子会社の外貨建資
為替相場により換算して		産・負債については、そ		産・負債については、そ
おります。		れぞれの中間決算日等の		れぞれの決算日等の為替
(9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会 社のリース物件の所有権 が信主に移転すると認め られるもの以外のファイ ナンス・リース取引については、通常の賃貸信取 引に準じた会計処理によっております。 (10) 重要なヘッジ会計の方 法 (イ) 金利リスク・ヘッ ジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関 する会計上及び変査上の 取扱い」(日本公認会計 土協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 継延・ツジによっております。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象となる 預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ		為替相場により換算して		相場により換算しており
(9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会 社のリース物件の所有権 が信主に移転すると認め られるもの以外のファイ ナンス・リース取引については、通常の賃貸信取 引に準じた会計処理によっております。 (10) 重要なヘッジ会計の方 法 (イ) 金利リスク・ヘッ ジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関 する会計上及び変査上の 取扱い」(日本公認会計 土協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 継延・ツジによっております。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象となる 預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ		おります。		ます。
当行及び国内連結子会 社のリース物件の所有権 が借主に移転すると認め られるもの以外のファイ ナンス・リース取引については、通常の賃貸借取 引に準じた会計処理によっております。 (10)重要なヘッジ会計の方 法 (イ)金利リスク・ヘッ ジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準衛用に関する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 土協会業程分)に規定する 繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジを対象となる預金・貸出金をとヘッ ジ 同左			(8)リース取引の処理方法	
社のリース物件の所有権 が借主に移転すると認め られるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取 引に準じた会計処理によっております。 (10)重要なヘッジ会計の方法 法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業とおける金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計量を報酬との表別のでは、根告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価 の方法については、根場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・負出スワップ取引を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・受出る金利スワップ取引をといっという。 東正、一部の資産・負債については、金利スワ			· ·	
が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ・当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の名金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計上版会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ			h-4/T-	11-4/ 1.
られるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計土協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する線延ヘッジによっております。ヘッジ和教となる預金・貸出金等とヘッジについては、ハッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジエリチの方式等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワ				
サンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準にた会計処理によっております。 (10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 土協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する線延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ				
いては、通常の賃貸借取 引に準じた会計処理によっております。 (10)重要なヘッジ会計の方法 法 (イ)金利リスク・ヘッジ ジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法はは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワ				
明に準じた会計処理によっております。 (10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ ジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 土協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ				
(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計上協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する線延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(秩存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワ				
(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジにオ効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ				
法				
(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負債については、金利スワ				
ジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計基準適用在関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査を負会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負債については、金利スワ		法	法	法
当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 土協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ 手段である金利スワップ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負債については、金利スワ		(イ)金利リスク・ヘッ	(イ) 金利リスク・ヘッ	(イ)金利リスク・ヘッ
から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ ブ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ		ジ	ジ	ジ
対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負債については、金利スワ		当行の金融資産・負債	同左	同左
は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ		から生じる金利リスクに		
融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ		対するヘッジ会計の方法		
する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ		は、「銀行業における金		
取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延へッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ		融商品会計基準適用に関		
取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延へッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ		する会計上及び監査上の		
士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ				
報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ				
ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ		ANDC 7		
変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
ついて、ヘッジ対象とな る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
る預金・貸出金等とヘッ ジ手段である金利スワッ プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ		2400 - 10.000		
 ジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 また、一部の資産・負債については、金利スワ 				
プ取引等を一定の(残存) 期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
期間毎にグルーピングの うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
うえ特定し評価しており ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
ます。 また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
また、一部の資産・負 債については、金利スワ				
債については、金利スワ				
		債については、金利スワ		
ップの特例処理を行って		ップの特例処理を行って		
おります。	i l	2 - 20 - 2- 2-		

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(ロ) 為替変動リスク・	(ロ) 為替変動リスク・	(ロ) 為替変動リスク・
	ヘッジ	ヘッジ	ヘッジ
	当行の外貨建金融資	同左	同左
	産・負債から生じる為替		
	変動リスクに対するヘッ		
	ジ会計の方法は、「銀行		
	業における外貨建取引等		
	の会計処理に関する会計		
	上及び監査上の取扱い」		
	(日本公認会計士協会業		
	種別監査委員会報告第25		
	号) に規定する繰延ヘッ		
	ジによっております。		
	ヘッジ有効性評価の方		
	法については、外貨建金		
	銭債権債務等の為替変動		
	リスクを減殺する目的で		
	行う通貨スワップ取引及		
	び為替スワップ取引等を		
	ヘッジ手段とし、ヘッジ		
	対象である外貨建金銭債		
	権債務等に見合うヘッジ		
	手段の外貨ポジション相		
	当額が存在することを確		
	認することによりヘッジ		
	の有効性を評価しており		
	ます。		
	(11)消費税等の会計処理	(10)消費税等の会計処理	(10) 消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会	同左	同左
	社の消費税及び地方消費		
	税の会計処理は、税抜方		
	式によっております。		
5 (中間)連結キャッ	中間連結キャッシュ・フ	同左	連結キャッシュ・フロー
シュ・フロー計算書	ロー計算書における資金の		計算書における資金の範囲
における資金の範囲	範囲は、中間連結貸借対照		は、連結貸借対照表上の
	表上の「現金預け金」のう		「現金預け金」のうち現金
	ち現金及び日本銀行への預		及び日本銀行への預け金で
	け金であります。		あります。

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		1111
	なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(外形標準課税)		(外形標準課税)
「地方税法等の一部を改正する法		「地方税法等の一部を改正する法
律」(平成15年3月法律第9号)が		律」(平成15年3月法律第9号)が
平成15年3月31日に公布され、平成		平成15年3月31日に公布され、平成
16年4月1日以後開始する連結会計		16年4月1日以後開始する連結会計
年度より法人事業税に係る課税標準		年度より法人事業税に係る課税標準
の一部が「付加価値額」及び「資本		の一部が「付加価値額」及び「資本
等の金額」に変更されることになり		等の金額」に変更されることになり
ました。これに伴い、当行及び一部		ました。これに伴い、当行及び一部
の国内連結子会社は、「法人事業税		の国内連結子会社は、「法人事業税
における外形標準課税部分の損益計		における外形標準課税部分の損益計
算書上の表示についての実務上の取		算書上の表示についての実務上の取
扱い」(企業会計基準委員会実務対		扱い」(企業会計基準委員会実務対
応報告第12号)に基づき、「付加価		応報告第12号)に基づき、「付加価
値額」及び「資本等の金額」に基づ		値額」及び「資本等の金額」に基づ
き算定された法人事業税について、		き算定された法人事業税について、
当中間連結会計期間から中間連結損		当連結会計年度から連結損益計算書
益計算書中の「営業経費」に含めて		中の「営業経費」に含めて表示して
表示しております。		おります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式498百万円を含んでおり ます。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は15,029百万円、延滞債権額は 222,376百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものた 位代金(貸倒償却を行ったた 貸出金(貸倒償却を行った所計上 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 り7号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,412百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は68,204百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式605百万円を含んでおり ます。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は6,776百万円、延滞債権額は 150,771百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行ったかった貸出金」という。)のうち、、 貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,735百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は50,686百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

- ※1 有価証券には、非連結子会社 の株式551百万円を含んでおり ます。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は6,941百万円、延滞債権額は 183,932百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったた 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は3,271百万円であり ます

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は51,337百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 308,023百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」としてもり。)に基づき金融取引として処理しております。これに買り受け入れた商業手形及び再)担保という方法で自由に処分でる権利を有しておりますが、その額面金額は、89,125百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 326,435百万円 担保資産に対応する債務

預金 27,103百万円 コールマネー及び売渡手形 47,380百万円

債券貸借取引受入担保金

48,038百万円

その他負債 215百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、商品有価証 券14百万円及び有価証券77,963 百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は2,193百万円であり ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間連結会計期間末 における取引はありません。 当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 210,970百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これに買り受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分でる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,378百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 316,170百万円 担保資産に対応する債務

預金 27,664百万円 コールマネー及び売渡手形 43,276百万円

債券貸借取引受入担保金

40,964百万円

その他負債 220百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 77,959百万円を差し入れており ます。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は2,160百万円であり ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間連結会計期間末 における取引はありません。 前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 245,482百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これに買り受け入れた商業手形及び買りという方法で自由に処分でる権利を有しておりますが、その額面金額は、89,756百万円であります。
- ※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 307,099百万円 担保資産に対応する債務

預金 29,213百万円 コールマネー及び売渡手形 16,379百万円

債券貸借取引受入担保金

59,331百万円

その他負債 98百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 78,329百万円を差し入れており ます。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は2,173百万円であり ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当連結会計年度末にお ける取引はありません。 前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日) 当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,190,677百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,182,768百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は43百万円、繰延ヘッジ利益の総額は29百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約で係る融資未実行残高は、1,203,428百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,176,255百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は55百万円、繰延ヘッジ利益の総額は109百万円であります。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がな金貸付けることを約する契約に係る配資未実行残高は、1,217,327百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,193,239百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は27百万円、繰延ヘッジ利益の総額は141百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
※10 土地の再評価に関する法律	※10 土地の再評価に関する法律	※10 土地の再評価に関する法律
(平成10年3月31日公布法律第	(平成10年3月31日公布法律第	(平成10年3月31日公布法律第
34号)に基づき、当行の事業用	34号)に基づき、当行の事業用	34号)に基づき、当行の事業用
土地の再評価を行い、評価差額	土地の再評価を行い、評価差額	土地の再評価を行い、評価差額
については、当該評価差額に係	については、当該評価差額に係	については、当該評価差額に係
る税金相当額を「再評価に係る	る税金相当額を「再評価に係る	る税金相当額を「再評価に係る
繰延税金負債」として負債の部	繰延税金負債」として負債の部	繰延税金負債」として負債の部
に計上し、これを控除した金額	に計上し、これを控除した金額	に計上し、これを控除した金額
を「土地再評価差額金」として	を「土地再評価差額金」として	を「土地再評価差額金」として
資本の部に計上しております。	資本の部に計上しております。	資本の部に計上しております。
再評価を行った年月日	再評価を行った年月日	再評価を行った年月日
平成10年3月31日	平成10年3月31日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める	同法律第3条第3項に定める	同法律第3条第3項に定める
再評価の方法	再評価の方法	再評価の方法
土地の再評価に関する法	土地の再評価に関する法	土地の再評価に関する法
律施行令(平成10年3月31	律施行令(平成10年3月31	律施行令(平成10年3月31
日公布政令第119号)第2条	日公布政令第119号)第2条	日公布政令第119号)第2条
第4号に基づいて、路線価	第4号に基づいて、路線価	第4号に基づいて、路線価
に奥行価格補正等の合理的	に奥行価格補正等の合理的	に奥行価格補正等の合理的
な調整を行って算出。	な調整を行って算出。	な調整を行って算出。
		同法律第10条に定める再評価
		を行った事業用土地の当連結会
		計年度末における時価の合計額
		と当該事業用土地の再評価後の
		帳簿価額の合計額との差額
		22,112百万円
※11 動産不動産の減価償却累計額	※11 動産不動産の減価償却累計額	※11 動産不動産の減価償却累計額
137,773百万円	141,841百万円	140, 460百万円
	※12 動産不動産の圧縮記帳額	
	4,221百万円	
	(当中間連結会計期間圧縮記帳額	
	- 百万円)	
※13 借用金には、他の債務よりも	※13 借用金には、他の債務よりも	※13 借用金には、他の債務よりも
債務の履行が後順位である旨の	債務の履行が後順位である旨の	債務の履行が後順位である旨の
特約が付された劣後特約付借入	特約が付された劣後特約付借入	特約が付された劣後特約付借入
1		

金38,500百万円が含まれており

金45,500百万円が含まれており

金44,500百万円が含まれており

ます。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

※1 その他経常費用には、貸出金 償却2,410百万円、貸倒引当金 繰入額17,750百万円、株式等償 却1,112百万円及び貸出債権売 却損808百万円を含んでおりま す。 当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- ※1 その他経常費用には、貸出金 償却3百万円、貸倒引当金繰入 額7,159百万円、株式等償却136 百万円及び貸出債権売却損790 百万円を含んでおります。
- ※2 当中間連結会計期間において、当行グループは、以下の動産不動産について減損損失を計上しております。

(単位:百万円)

(十四・日/31)				
地域	主な用途	減損損失		
	営業用店舗	806		
群馬県内	22ヶ所			
	遊休資産	40		
	1ヶ所	10		
	営業用店舗	21		
10% EE 10 61	1ヶ所	21		
群馬県外	遊休資産	181		
	2ヶ所	101		
合計		1,050		

これらの営業用店舗等は、 営業キャッシュ・フローの低 下及び継続的な地価の下落に より、資産グループの帳簿価 額を回収可能価額まで減額 し、当該減少額を減損損失 (1,050百万円)として特別 損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結子会社については、主 として各社を1つの資産グル ープとしております。 前連結会計年度

(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

※1 その他経常費用には、貸出金 償却2,431百万円、株式等償却 847百万円及び貸出債権の売却 に伴う損失14,963百万円を含ん でおります。

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	なお、当中間連結会計期間に	
	おいて減損損失の測定に使用し	
	た回収可能価額は正味売却価額	
	であり、正味売却価額は主とし	
	て不動産鑑定評価基準に基づい	
	て算出しております。	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末残	現金及び現金同等物の中間期末列	現金及び現金同等物の期末残高と	
高と中間連結貸借対照表に掲記され	高と中間連結貸借対照表に掲記され	連結貸借対照表に掲記されている科	
ている科目の金額との関係	ている科目の金額との関係	目の金額との関係	
(単位:百万円)	(単位:百万円)	(単位:百万円)	
平成16年9月30日現在	平成17年9月30日現在	平成17年3月31日現在	
現金預け金勘定 129,031	現金預け金勘定 121,916	現金預け金勘定 128,728	
日本銀行以外へ の預け金	日本銀行以外へ の預け金	日本銀行以外へ の預け金 △8,112	
現金及び現金 同等物	現金及び現金 同等物 	現金及び現金 同等物 120,615	

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 至 平成17年9月30日) 至 平成17年3月31日) 1 リース物件の所有権が借主に移 1 リース物件の所有権が借主に移 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ 転すると認められるもの以外のフ 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 ァイナンス・リース取引 ァイナンス・リース取引 (貸手側) (貸手側) (貸手側) ・リース物件の取得価額、減価償 ・リース物件の取得価額、減価償 ・リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び中間連結会計期間 却累計額及び中間連結会計期間 却累計額及び年度末残高 末残高 末残高 取得価額 取得価額 取得価額 動産 93,490百万円 動産 93,461百万円 動産 94,390百万円 その他 29,422百万円 その他 33,821百万円 その他 31,610百万円 合計 122,912百万円 合計 127,282百万円 合計 126,001百万円 減価償却累計額 減価償却累計額 減価償却累計額 動産 59,375百万円 動産 59,005百万円 動産 60,107百万円 その他 13,089百万円 その他 その他 17,473百万円 14,884百万円 合計 72,464百万円 合計 76,479百万円 合計 74,991百万円 中間連結会計期間末残高 年度末残高 中間連結会計期間末残高 34,115百万円 34,283百万円 動産 動産 34,455百万円 動産 その他 16,333百万円 その他 16,347百万円 その他 16,726百万円 合計 50,448百万円 合計 50,802百万円 合計 51,009百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 ・未経過リース料年度末残高相当 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 間末残高相当額 額 1年内 14,805百万円 1年内 15,619百万円 1年内 15,597百万円 1年超 1年超 1年超 34,514百万円 34,321百万円 34,612百万円 合計 49,319百万円 合計 49,940百万円 合計 50,210百万円 ・受取リース料、減価償却費及び ・受取リース料、減価償却費及び ・受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取利息相当額 受取利息相当額 受取リース料 9,973百万円 受取リース料 10,268百万円 受取リース料 20,084百万円 減価償却費 8,128百万円 減価償却費 8,384百万円 減価償却費 16,469百万円 受取利息相当額 1,516百万円 受取利息相当額 1,479百万円 受取利息相当額 3,002百万円 利息相当額の算定方法 利息相当額の算定方法 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 リース料総額と見積残存価額 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購入 の合計額からリース物件の購入 の合計額からリース物件の購入 価額を控除した額を利息相当額 価額を控除した額を利息相当額 価額を控除した額を利息相当額 とし、各中間連結会計期間への とし、各中間連結会計期間への とし、各連結会計年度への配分 配分方法については、利息法に 配分方法については、利息法に 方法については、利息法によっ よっております。 よっております。 ております。

前中間連結会計期間

(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産26百万円その他20百万円合計47百万円

減価償却累計額相当額

動産9百万円その他7百万円合計17百万円中間連結会計期間末残高相当額動産16百万円その他13百万円合計29百万円

・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額

1年内9百万円1年超21百万円合計30百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料5百万円減価償却費相当額4百万円支払利息相当額0百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については、利 息法によっております。

- 2 オペレーティング・リース取引 (借手側)
 - ・未経過リース料

1年内50百万円1年超118百万円合計168百万円

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産26百万円その他20百万円合計47百万円

減価償却累計額相当額

動産15百万円その他11百万円合計26百万円中間連結会計期間末残高相当額動産動産11百万円その他8百万円合計20百万円

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

1年内9百万円1年超11百万円合計21百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料5百万円減価償却費相当額4百万円支払利息相当額0百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については、利 息法によっております。

リース資産に配分された減損損失 はありませんので、項目等の記載は 省略しております。

2 オペレーティング・リース取引 (借手側)

・未経過リース料

1年内62百万円1年超71百万円合計134百万円

(借手側)

・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額

取得価額相当額

動産26百万円その他20百万円合計47百万円

減価償却累計額相当額

動産12百万円その他9百万円合計22百万円

年度末残高相当額

動産 14百万円 その他 10百万円 合計 25百万円

・未経過リース料年度末残高相当 額

1年内9百万円1年超16百万円合計26百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料10百万円減価償却費相当額9百万円支払利息相当額1百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各連結会計年度へ の配分方法については、利息法 によっております。

2 オペレーティング・リース取引 (借手側)

・未経過リース料

1年内59百万円1年超97百万円合計156百万円

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	_	_	_	_	_
地方債	66, 632	69, 573	2, 941	2, 941	_
社債	792	793	0	0	_
その他	2, 759	2, 858	99	118	19
合計	70, 184	73, 225	3, 041	3, 061	19

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - ? 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	117, 530	166, 086	48, 556	52, 793	4, 237
債券	1, 283, 758	1, 303, 644	19, 886	21,800	1, 914
国債	493, 860	498, 609	4, 749	5, 351	602
地方債	335, 931	346, 638	10, 707	11,641	934
社債	453, 966	458, 396	4, 429	4, 807	377
その他	264, 894	264, 069	△824	1, 404	2, 229
合計	1, 666, 183	1, 733, 800	67, 617	75, 998	8, 381

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,021百万円(うち、株式 1,021百万円)であります。 また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。減損処理は 当中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て実施し、 時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内 容などにより時価の回復可能性を判断し実施しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	9, 374
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	4, 692
非上場事業債	12, 720

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	_	_	_	_	_
地方債	105, 715	107, 983	2, 267	2, 299	31
社債	_	_	_	_	_
その他	7, 062	7, 097	34	55	20
合計	112, 778	115, 081	2, 302	2, 355	52

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	122, 781	224, 516	101, 735	103, 275	1, 539
債券	1, 342, 980	1, 355, 545	12, 565	15, 372	2,807
国債	521,875	524, 436	2, 561	3, 729	1, 168
地方債	302, 754	310, 348	7, 593	8, 351	757
社債	518, 350	520, 760	2, 410	3, 291	881
その他	241,677	247, 777	6, 099	6, 863	763
合計	1, 707, 439	1, 827, 840	120, 400	125, 511	5, 111

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額0百万円は含まれておりません。
 - 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	6, 149
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	4, 464
非上場事業債	19, 630

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
売買目的有価証券	1, 718	9	

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債				_	_
地方債	83, 389	86, 765	3, 376	3, 376	_
社債	290	290	0	0	_
その他	2, 392	2, 474	81	81	_
合計	86, 071	89, 530	3, 458	3, 458	_

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	119, 745	184, 837	65, 092	67, 997	2, 904
債券	1, 319, 568	1, 342, 588	23, 020	23, 757	737
国債	497, 547	504, 103	6, 555	6, 639	83
地方債	314, 893	326, 200	11, 306	11, 796	490
社債	507, 126	512, 284	5, 157	5, 321	163
その他	238, 444	238, 067	△376	1, 807	2, 183
合計	1, 677, 757	1, 765, 493	87, 736	93, 562	5, 825

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額0百万円は含まれておりません。
 - 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 4 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式755百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。減損処理は 当連結会計年度末日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て実施し、時価 が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容な どにより時価の回復可能性を判断し実施しております。 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
地方債	39	43	3
社債	199	201	1
合計	239	245	5

(売却の理由) 買入消却によるものです。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)	
その他有価証券	93, 854	6, 492	1,813	

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	6, 759
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	4, 693
非上場事業債	15, 630

- 7 保有目的を変更した有価証券 該当事項はありません。
- 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成17年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	200, 781	862, 344	289, 442	96, 088
国債	52, 795	274, 298	81, 161	95, 847
地方債	48, 235	202, 327	158, 785	241
社債	99, 750	385, 718	49, 495	
その他	13, 598	86, 317	80, 548	28, 997
合計	214, 380	948, 662	369, 990	125, 086

(金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末
 - 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在) 該当事項はありません。
 - 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他の 金銭の信託	4, 978	4, 947	△30	_	30

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
運用目的の金銭の信託	19, 496	△0	

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在) 該当事項はありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他の 金銭の信託	3, 100	3, 106	6	6	_

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	67, 617
その他有価証券	67, 617
(△)繰延税金負債	27, 249
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	40, 367
(△)少数株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	1
評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	40, 365

Ⅱ 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	120, 400
その他有価証券	120, 400
(△)繰延税金負債	48, 521
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	71, 879
(△)少数株主持分相当額	2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る	4
評価差額金のうち親会社持分相当額	4
その他有価証券評価差額金	71, 880

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	87, 736
その他有価証券	87, 736
(△)繰延税金負債	35, 357
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	52, 378
(△)少数株主持分相当額	3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	52, 377

(デリバティブ取引関係)

- I 前中間連結会計期間末
- (1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
取引所	金利先物	_	_	_	
HX 51791	金利オプション	_	_	_	
	金利先渡契約	_	_	_	
店頭	金利スワップ	199	△18	△18	
卢 與	金利オプション	_	_	_	
	その他	_	_	_	
	合計		△18	△18	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
取引所	通貨先物	_	_	_	
HX 51791	通貨オプション	_	_	_	
	通貨スワップ	5, 694	11	11	
店頭	為替予約	6, 367	10	10	
卢 與	通貨オプション	92, 400	0	78	
	その他			_	
	合計		21	100	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、 又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	1, 245	0	0
以りかり	金利オプション	_	_	_
	金利先渡契約	_		_
T = = =	金利スワップ	164	△8	△8
店頭	金利オプション	_	_	_
	その他			_
	合計		△8	△8

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等(百万円) 時価(百万円)	
取引所	通貨先物	_	_	_
AX DIDI	通貨オプション	_	_	_
	通貨スワップ	9, 289	14	14
店頭	為替予約	25, 517	△16	△16
卢 與	通貨オプション	126, 919	0	27
	その他	_	_	_
	合計		△1	25

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在) 該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容及び利用目的・取組方針

当行は、デリバティブ取引として、金利関連では金利スワップ等を、通貨関連では為替予約や 通貨スワップ、通貨オプション等を、債券関連では債券先物、債券店頭オプション等を行ってお ります。

これらは取引先の要望に応えるため取組むものと、当行自体の資産・負債の総合管理(ALM)の一環として、金利リスクを軽減するためのヘッジを目的に取組むものが殆どとなっております。この他、短期の値鞘獲得等を目的とした取引(トレーディング取引)として取組むこともありますが、そのポジションは極めて少額であるとともに、投機性の高いレバレッジ取引等は行っておりません。

なお、ヘッジ会計の適用に際しては、「金融商品会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等に基づき、行内基準を制定し、ヘッジ手段やヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等を明確にした上で取組んでおります。

(2) リスクの内容及びリスク管理体制

当行が扱うデリバティブ取引の主なリスクとしては、取引先の契約不履行に係るリスクである「信用リスク」と対象取引の市場価格の変動に係るリスクである「市場リスク」があります。

これらのリスクを管理するため、「リスク管理に関する基本方針」を制定し、約定を行う部署 (フロントオフィス)と事務・リスク管理を行う部署 (バック・ミドルオフィス)を明確に分離して おります。また、銀行全体のリスク量把握と管理を目的として、総合企画部内にALM・リスク統括 室を設置しております。

「信用リスク」の管理としては、審査担当部署の承認を基本として、格付等を参考に与信枠を設定し、特定の取引先への取引集中を避けるなどして信用リスクの分散化を図っております。また、信用リスク相当額は、国際統一基準に基づく自己資本比率算出上のカレント・エクスポージャー方式により定期的に把握しており、平成17年3月末時点では62億円であります。

また、「市場リスク」の管理としては、取引担当部署、取引種類毎に取引基準を設定し、リスク管理担当者による取引基準の遵守状況チェックや日次でのポジション及び評価損益の把握を行うとともに、毎月末時点でのポジションや評価損益等の状況を経営層へ報告する体制となっております。

(3) 定量的情報に関する補足説明

「契約額等(想定元本)」はデリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを表わすものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

記載から除いております。

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物	_	_	_	_
	売建		_	_	_
取引所	買建	_	_	_	_
AX (717)	金利オプション		_	_	_
	売建		_	_	_
	買建		_	_	_
	金利先渡契約	_	_	_	_
	売建		_	_	_
	買建	_	_	_	_
	金利スワップ	174	174	△10	△10
	受取固定・支払変動		_	_	_
	受取変動・支払固定	174	174	△10	△10
店頭	受取変動・支払変動	_	_	_	_
	金利オプション	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	その他	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_
	合計			△10	△10

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記
 - 2 時価の算定 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち り額等(百万円) 1年超のもの (百万円)		評価損益(百万円)
	通貨先物	_	_	_	_
	売建	_	_	_	
取引所	買建	_	_	_	
以りかり	通貨オプション	_	_	_	
	売建	_	_	_	_
	買建				_
	通貨スワップ	6, 987	6, 987	14	14
	為替予約	13, 880	_	18	18
	売建	7, 183	_	△21	△21
	買建	6, 696	_	40	40
店頭	通貨オプション	69, 287	_	_	75
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	売建	34, 643	_	△578	△139
	買建	34, 643	_	578	215
	その他	_	_	_	_
	売建	_	_	_	_
	買建				
	合計			32	108

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外 貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されてい るもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いて おります。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在) 該当事項はありません。
 - (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在) 該当事項はありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	61, 839	11, 150	32	73, 021	_	73, 021
(2) セグメント間の 内部経常収益	288	629	1, 200	2, 119	(2, 119)	_
計	62, 127	11, 780	1, 233	75, 141	(2, 119)	73, 021
経常費用	57, 404	11, 061	1, 192	69, 659	(2, 121)	67, 537
経常利益	4, 723	718	40	5, 481	2	5, 484

- (注) 1 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	58, 074	12, 230	31	70, 336	_	70, 336
(2) セグメント間の 内部経常収益	292	856	1, 145	2, 294	(2, 294)	_
計	58, 366	13, 086	1, 177	72, 631	(2, 294)	70, 336
経常費用	45, 623	12, 321	1, 138	59, 083	(2, 293)	56, 790
経常利益	12, 743	765	38	13, 547	(0)	13, 546

- (注) 1 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	118, 423	22, 550	61	141, 034	_	141, 034
(2) セグメント間の 内部経常収益	579	1, 421	2, 367	4, 368	(4, 368)	_
計	119, 002	23, 971	2, 429	145, 403	(4, 368)	141, 034
経常費用	109, 779	23, 307	2, 380	135, 468	(4, 366)	131, 101
経常利益	9, 222	663	48	9, 935	(2)	9, 933

- (注) 1 業務区分は連結会社の業務の内容により区分しております。
 - 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地 別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) 前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

海外経常収益がいずれも連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	611. 22	688. 27	637. 26
1株当たり中間(当期)純 利益	円	6. 41	14. 23	10. 37
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	_	_	_

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前 (自 至	中間連結会計期間 平成16年4月1日 平成16年9月30日)	当 (自 至	中間連結会計期間 平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自 至	前連結会計年度 平成16年4月1日 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益							
中間(当期)純利益	百万円		3, 234		7, 063		5, 227
普通株主に帰属しない 金額	百万円		_		_		_
普通株式に係る中間 (当期) 純利益	百万円		3, 234		7, 063		5, 227
普通株式の(中間)期 中平均株式数	千株		504, 771		496, 296		503, 988

² なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期(平成16年9月		当中間会計期		前事業年度 要約貸借対 (平成17年3月	照表
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		130, 045	2. 27	122, 394	2. 08	129, 328	2. 22
コールローン		61, 188	1. 07	35, 719	0.61	47, 251	0.81
買入金銭債権		21, 085	0.37	23, 666	0.40	17, 383	0.30
商品有価証券	※ 7	1, 524	0.03	1, 781	0.03	1,718	0.03
金銭の信託		19, 492	0.34	24, 447	0.41	22, 602	0. 39
有価証券	※ 1, 7	1, 830, 133	31.89	1, 965, 919	33. 37	1, 878, 372	32. 31
貸出金	**2, 3, 4, 5, 6, 8	3, 621, 145	63. 10	3, 665, 286	62. 23	3, 651, 000	62.81
外国為替	※ 6	4, 701	0.08	2, 696	0.05	3, 225	0.05
その他資産	※ 9	48, 922	0.85	52, 808	0. 90	49, 276	0.85
動産不動産	※ 7, 10, 11, 13	72, 364	1. 26	72, 448	1. 23	74, 188	1. 28
繰延税金資産		28, 168	0.49	_	_	16, 680	0. 29
支払承諾見返		42, 741	0.74	35, 563	0.60	38, 567	0.66
貸倒引当金		△141, 893	△2. 47	△112, 390	△1.91	△116, 461	△2.00
投資損失引当金		△1, 261	△0.02	_	_	_	_
資産の部合計		5, 738, 358	100.00	5, 890, 341	100.00	5, 813, 136	100.00

	注記番号	(平成16年9月	00 H /	(平成17年9月	30 H)	要約貸借対 (平成17年3月	31日)
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(人) (人) (人)							
預金	※ 7	5, 109, 586	89. 04	5, 167, 049	87. 72	5, 148, 077	88. 56
譲渡性預金		66, 270	1. 16	58, 411	0.99	60, 630	1.04
コールマネー	※ 7	48, 339	0.84	133, 276	2. 26	102, 822	1. 77
債券貸借取引受入担保金	※ 7	48, 038	0.84	40, 964	0.70	59, 331	1.02
借用金	※ 12	44, 500	0.78	39, 136	0.66	46, 158	0.79
外国為替		854	0.02	429	0.01	351	0.01
社債		22, 210	0.39	_	_	_	_
その他負債	※ 7, 9	37, 327	0.65	60, 696	1.03	30, 720	0. 53
退職給付引当金		1, 308	0.02	1,605	0.03	1, 544	0.03
繰延税金負債		_	_	2, 299	0.04	_	_
再評価に係る繰延税金負債	※ 13	11,627	0.20	11, 409	0. 19	11, 628	0. 20
支払承諾		42, 741	0.74	35, 563	0.60	38, 567	0.66
負債の部合計		5, 432, 804	94. 68	5, 550, 841	94. 23	5, 499, 832	94. 61
(資本の部)	-						
資本金		48, 652	0.85	48, 652	0.83	48, 652	0.84
資本剰余金		29, 114	0.51	29, 234	0.49	29, 115	0. 50
資本準備金		29, 114		29, 114		29, 114	
その他資本剰余金		0		119		0	
利益剰余金		174, 562	3.04	176, 420	3.00	170, 542	2. 93
利益準備金		43, 548		43, 548		43, 548	
任意積立金		121, 174		121, 122		121, 174	
中間(当期)未処分利益		9,840		11, 750		5, 819	
土地再評価差額金	※ 13	17, 224	0.30	16, 901	0. 29	17, 227	0.30
その他有価証券評価差額金		40, 361	0.70	71, 874	1. 22	52, 372	0. 90
自己株式		△4 , 361	△0.08	△3, 583	△0.06	△4, 604	△0.08
資本の部合計		305, 554	5. 32	339, 499	5. 77	313, 304	5. 39
負債及び資本の部合計	-	5, 738, 358	100.00	5, 890, 341	100.00	5, 813, 136	100.00

② 【中間損益計算書】

		前中間会計類		当中間会計類		前事業年度 要約損益計算 (自 平成16年4	算書
		至 平成16年4	月30日)	至 平成17年4	月30日)	至 平成16年4	月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		62, 016	100.00	58, 243	100.00	118, 759	100.00
資金運用収益		47, 525		47, 745		94, 241	
(うち貸出金利息)		(34, 644)		(33, 253)		(68, 452)	
(うち有価証券利息配当金)		(12, 018)		(12, 779)		(23, 724)	
信託報酬		_		_		0	
役務取引等収益		7, 474		8, 451		15, 370	
その他業務収益		682		407		1, 327	
その他経常収益		6, 333		1, 638		7, 820	
経常費用		57, 289	92. 38	45, 574	78. 25	109, 694	92. 37
資金調達費用		3, 278		5, 322		7, 416	
(うち預金利息)		(1, 108)		(2, 404)		(2, 492)	
役務取引等費用		2, 204		2, 278		4, 551	
その他業務費用		503		744		1, 510	
営業経費	※ 1	28, 097		28, 312		54, 718	
その他経常費用	※ 2	23, 204		8, 916		41, 498	
経常利益		4, 726	7. 62	12, 668	21. 75	9, 064	7. 63
特別利益		70	0. 11	969	1. 66	223	0. 19
特別損失	※ 3	63	0. 10	1, 209	2. 07	185	0. 16
税引前中間(当期)純利益		4, 732	7. 63	12, 428	21. 34	9, 102	7. 66
法人税、住民税及び事業税		1,001	1. 61	38	0. 07	102	0.08
法人税等調整額		704	1. 14	5, 595	9. 61	4, 086	3. 44
中間(当期)純利益		3, 027	4. 88	6, 793	11. 66	4, 913	4. 14
前期繰越利益		6, 807		4, 630		6, 807	
土地再評価差額金取崩額		5		325		2	
自己株式消却額		_		_		4, 641	
中間配当額		_		_		1, 262	
中間(当期)未処分利益		9, 840		11, 750		5, 819	

			S. F. SW
	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 商品有価証券の評	商品有価証券の評価は、	同左	同左
価基準及び評価方法	時価法(売却原価は移動平		
	均法により算定)により行		
	っております。		
2 有価証券の評価基	(1) 有価証券の評価は、満	(1) 有価証券の評価は、満	(1) 有価証券の評価は、満
準及び評価方法	期保有目的の債券につい	期保有目的の債券につい	期保有目的の債券につい
	ては移動平均法による償	ては移動平均法による償	ては移動平均法による償
	却原価法(定額法)、子会	却原価法(定額法)、子会	却原価法(定額法)、子会
	社株式については移動平	社株式については移動平	社株式については移動平
	均法による原価法、その	均法による原価法、その	均法による原価法、その
	他有価証券のうち時価の	他有価証券のうち時価の	他有価証券のうち時価の
	あるものについては、中	あるものについては、中	あるものについては、決
	間決算日の市場価格等に	間決算日の市場価格等に	算日の市場価格等に基づ
	基づく時価法(売却原価	基づく時価法(売却原価	く時価法(売却原価は主
	は主として移動平均法に	は主として移動平均法に	として移動平均法により
	より算定)、時価のない	より算定)、時価のない	算定)、時価のないもの
	ものについては、移動平	ものについては、移動平	については、移動平均法
	均法による原価法又は償	均法による原価法又は償	による原価法又は償却原
	却原価法により行ってお	却原価法により行ってお	価法により行っておりま
	ります。	ります。	す。
	なお、その他有価証券	なお、その他有価証券	なお、その他有価証券
	の評価差額については、	の評価差額については、	の評価差額については、
	全部資本直入法により処	原則として全部資本直入	原則として全部資本直入
	理しております。	法により処理しておりま	法により処理しておりま
		す。	す。
	(2) 有価証券運用を主目的	(2) 金銭の信託において信	(2) 同左
	とする単独運用の金銭の	託財産を構成している有	
	信託において信託財産と	価証券の評価は、運用目	
	して運用されている有価	的の金銭の信託について	
	証券の評価は、時価法に	は時価法、その他の金銭	
	より行っております。	の信託については上記	
		(1)のうちのその他有価	
		証券と同じ方法により行	
		っております。	
3 デリバティブ取引	デリバティブ取引の評価	同左	同左
の評価基準及び評価	は、時価法により行ってお		
方法	ります。		
4 固定資産の減価償	(1) 動産不動産	(1) 動産不動産	(1) 動産不動産
却の方法	動産不動産は、定率法	同左	動産不動産は、定率法
	を採用し、年間減価償却		を採用しております。
	費見積額を期間により按		なお、主な耐用年数は
	分し計上しております。		次のとおりであります。
	なお、主な耐用年数は		建物:6年~50年
	次のとおりであります。		動産:3年~20年
	建物:6年~50年		
	動産:3年~20年		
	,,		
<u> </u>			

	1		I
	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(2) ソフトウェア	(2) ソフトウェア	(2) ソフトウェア
	自社利用のソフトウェ	同左	同左
	アについては、行内にお		
	ける利用可能期間(5年)		
	に基づく定額法により償		
	却しております。		
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
31424	貸倒引当金は、予め定	同左	同左
	めている償却・引当基準	,	, , ,
	に則り、次のとおり計上		
	しております。		
	「銀行等金融機関の資		
	産の自己査定に係る内部		
	統制の検証並びに貸倒償		
	却及び貸倒引当金の監査		
	に関する実務指針」(日		
	本公認会計士協会銀行等		
	監査特別委員会報告第4		
	号)に規定する正常先債		
	権及び要注意先債権に相		
	当する債権については、		
	一定の種類毎に分類し、		
	過去の一定期間における		
	各々の貸倒実績から算出		
	した貸倒実績率等に基づ		
	き引き当てております。		
	破綻懸念先債権に相当す		
	る債権については、債権		
	額から担保の処分可能見		
	込額及び保証による回収		
	可能見込額を控除し、そ		
	の残額のうち必要と認め		
	る額を引き当てておりま		
	す。破綻先債権及び実質		
	破綻先債権に相当する債		
	権については、債権額か		
	ら、担保の処分可能見込		
	額及び保証による回収可		
	能見込額を控除した残額		
	を引き当てております。		
	特定海外債権について		
	は、対象国の政治経済情		
	勢等に起因して生ずる損		
	失見込額を特定海外債権		
	引当勘定として引き当て		
	ております。		
	しんりまり。		<u> </u>

→ → H H V → I + H H	기가 나는 HH 스 크! Health	**
前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
すべての債権は、資産		
の自己査定基準に基づ		
き、営業関連部署が資産		
査定を実施し、当該部署		
から独立した資産監査部		
署が査定結果を監査して		
おり、その査定結果に基		
づいて上記の引き当てを		
行っております。		
(2) 投資損失引当金		
投資損失引当金は、投		
資に対する損失に備える		
ため、有価証券の発行会		
社の財政状態等を勘案し		
て必要と認められる額を		
計上しております。		
(3) 退職給付引当金	(2) 退職給付引当金	(2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従	同左	退職給付引当金は、従
業員の退職給付に備える		業員の退職給付に備える
ため、当事業年度末にお		ため、当事業年度末にお
ける退職給付債務及び年		ける退職給付債務及び年
金資産の見込額に基づ		金資産の見込額に基づ
き、当中間会計期間末に		き、必要額を計上してお
おいて発生していると認		ります。また、過去勤務
められる額を計上してお		債務及び数理計算上の差
ります。また、過去勤務		異の費用処理方法は以下
債務及び数理計算上の差		のとおりであります。
異の費用処理方法は以下		過去勤務債務:
のとおりであります。		その発生年度の従業
過去勤務債務:		員の平均残存勤務期
その発生年度の従業		間内の一定の年数
員の平均残存勤務期		(10年)による定額法
間内の一定の年数		により損益処理
(10年)による定額法		数理計算上の差異:
により損益処理		各発生年度の従業員
数理計算上の差異:		の平均残存勤務期間
各発生年度の従業員		内の一定の年数(10
の平均残存勤務期間		年)による定額法に
内の一定の年数(10		より按分した額を、
年)による定額法に		それぞれ発生の翌事
より按分した額を、		業年度から損益処理
それぞれ発生の翌事		
業年度から損益処理		

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		(会計方針の変更)
		従来、実際運用収益が
		期待運用収益を超過した
		こと等による数理計算上
		の差異の発生又は給付水
		準を引き下げたことによ
		る過去勤務債務の発生に
		より、年金資産が企業年
		金制度に係る退職給付債
		務を超えることとなった
		場合における当該超過額
		(以下「未認識年金資
		産」という。)の処理に
		ついては、平成17年3月
		16日付で「退職給付に係
		る会計基準」(企業会計
		審議会平成10年6月16
		日)の一部が改正され、
		早期適用により平成17年
		3月31日に終了する事業
		年度に係る財務諸表につ
		いても未認識年金資産を
		資産及び利益として認識
		することが認められまし
		た。これに伴い、「『退
		職給付に係る会計基準』
		の一部改正に関する適用
		指針」(企業会計基準適
		用指針第7号平成17年3
		月16日)を適用し、当事
		業年度から未認識年金資
		産を数理計算上の差異と
		して(過去勤務債務又は
		数理計算上の差異とに合
		理的に区分して)費用の
		減額処理の対象としてお
		ります。これによる影響
		額は僅少であります。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
6 外貨建て資産及び	外貨建資産・負債及び海	同左	外貨建資産・負債及び海
負債の本邦通貨への	外支店勘定については、取	, , _	外支店勘定は、取得時の為
換算基準	得時の為替相場による円換		替相場による円換算額を付
	算額を付す子会社株式を除		す子会社株式を除き、主と
	き、中間決算日の為替相場		して決算日の為替相場によ
	による円換算額を付してお		る円換算額を付しておりま
	ります。		す。
7 リース取引の処理	リース物件の所有権が借	同左	同左
方法	主に移転すると認められる		
	もの以外のファイナンス・		
	リース取引については、通		
	常の賃貸借取引に準じた会		
	計処理によっております。		
8 ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ	(イ)金利リスク・ヘッジ	(イ) 金利リスク・ヘッジ
	金融資産・負債から生	同左	同左
	じる金利リスクに対する		
	ヘッジ会計の方法は、		
	「銀行業における金融商		
	品会計基準適用に関する		
	会計上及び監査上の取扱		
	い」(日本公認会計士協		
	会業種別監査委員会報告		
	第24号)に規定する繰延		
	ヘッジによっておりま		
	す。ヘッジ有効性評価の		
	方法については、相場変		
	動を相殺するヘッジにつ		
	いて、ヘッジ対象となる		
	預金・貸出金等とヘッジ		
	手段である金利スワップ		
	取引等を一定の残存期間		
	毎にグルーピングのうえ		
	特定し評価しておりま		
	す。		
	また、一部の資産・負		
	債については、金利スワ		
	ップの特例処理を行って		
	おります。		

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(ロ) 為替変動リスク・へ	(ロ) 為替変動リスク・へ	(ロ) 為替変動リスク・へ
	(ロ) 荷音変動 テハノ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ッジ	(ロ) 河目及動リハノ・・・
	外貨建金融資産・負債	同左	同左
	から生じる為替変動リス	1.4777	PAZE
	クに対するヘッジ会計の		
	方法は、「銀行業におけ		
	る外貨建取引等の会計処		
	理に関する会計上及び監		
	査上の取扱い」(日本公		
	認会計士協会業種別監査		
	委員会報告第25号) に規		
	定する繰延ヘッジによっ		
	ております。		
	ヘッジ有効性評価の方		
	法については、外貨建金		
	銭債権債務等の為替変動		
	リスクを減殺する目的で		
	行う通貨スワップ取引及		
	び為替スワップ取引等を		
	ヘッジ手段とし、ヘッジ		
	対象である外貨建金銭債		
	権債務等に見合うヘッジ		
	手段の外貨ポジション相		
	当額が存在することを確		
	認することによりヘッジ		
	の有効性を評価しており		
	ます。		
9 消費税等の会計処	消費税及び地方消費税の	同左	同左
理	会計処理は、税抜方式によ		
	っております。		

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	間純利益は1,050百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(外形標準課税)		(外形標準課税)
「地方税法等の一部を改正する法		「地方税法等の一部を改正する法
律」(平成15年3月法律第9号)が		律」(平成15年3月法律第9号)が
平成15年3月31日に公布され、平成		平成15年3月31日に公布され、平成
16年4月1日以後開始する事業年度		16年4月1日以後開始する事業年度
より法人事業税に係る課税標準の一		より法人事業税に係る課税標準の一
部が「付加価値額」及び「資本等の		部が「付加価値額」及び「資本等の
金額」に変更されることになりまし		金額」に変更されることになりまし
た。これに伴い、「法人事業税にお		た。これに伴い、「法人事業税にお
ける外形標準課税部分の損益計算書		ける外形標準課税部分の損益計算書
上の表示についての実務上の取扱		上の表示についての実務上の取扱
い」(企業会計基準委員会実務対応		い」(企業会計基準委員会実務対応
報告第12号)に基づき、「付加価値		報告第12号)に基づき、「付加価値
額」及び「資本等の金額」に基づき		額」及び「資本等の金額」に基づき
算定された法人事業税について、当		算定された法人事業税について、当
中間会計期間から中間損益計算書中		事業年度から損益計算書中の「営業
の「営業経費」に含めて表示してお		経費」に含めて表示しております。
ります。		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成16年9月30日)

※1 子会社の株式(及び出資額)総額額 2,075 百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は14,424百万円、延滞債権額は 216,282百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った部分 を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という。)のうち、法 人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,412百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

※1 子会社の株式(及び出資額)総額額 2,075 百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は6,755百万円、延滞債権額は 148,128百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったか分 を除く。以下「未収利息不計上 貸出金」という。)のうち、法 人税法施行令(昭和40年政令第 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は2,735百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

前事業年度末 (平成17年3月31日)

※1 子会社の株式(及び出資額)総額額 2,075 百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,920百万円、延滞債権額は181,253百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は3,271百万円であり ます。

> なお、3ヵ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日) 前事業年度末 (平成17年3月31日)

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は68,139百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 301,259百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分でる権利を有しておりますが、その額面金額は、89,125百万円であります。 (4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は50,643百万円でありま

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 208,262百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、78,378百万円であります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は51,304百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 242,749百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、89,756百万円であります。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日) 前事業年度末 (平成17年3月31日)

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 326,435百万円 担保資産に対応する債務

預金 27,103百万円コールマネー 47,380百万円債券貸借取引受入担保金

48,038百万円

その他負債 215百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、商品有価証 券14百万円及び有価証券77,963 百万円を差し入れております。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は2,190百万円であり ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間会計期間末にお ける残高はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,190,677百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,182,768百万円ありま

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 316,170百万円 担保資産に対応する債務

預金 27,664百万円コールマネー 43,276百万円債券貸借取引受入担保金

40,964百万円

その他負債 220百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 77,959百万円を差し入れており ます。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は2,158百万円であり ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当中間会計期間末にお ける残高はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、1,203,428百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,176,255百万円ありま、

※7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 307,099百万円 担保資産に対応する債務

預金 29,213百万円 コールマネー 16,379百万円 債券貸借取引受入担保金

59,331百万円

その他負債 98百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 78,329百万円を差し入れており ます。

なお、手形の再割引は、業種 別監査委員会報告第24号に基づ き金融取引として処理しており ますが、当事業年度末における 残高はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がなむ限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約で係る融資未実行残高は、1,217,327百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,193,239百万円あります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握

※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は43百万円、繰延ヘッジ利益の総額は29百万円であります。

ております。

し、必要に応じて契約の見直

し、与信保全上の措置等を講じ

- ※10 動産不動産の減価償却累計額56,689百万円
- ※11 動産不動産の圧縮記帳額4,221百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額

-百万円)

※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金44,500百万円が含まれており ます。 当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

- ※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は55百万円、繰延ヘッジ利益の総額は109百万円であります。
- ※10 動産不動産の減価償却累計額57,802百万円
- ※11 動産不動産の圧縮記帳額4,221百万円

(当中間会計期間圧縮記帳額

-百万円)

※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金38,500百万円が含まれており ます。 前事業年度末 (平成17年3月31日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

- ※9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は27百万円、繰延ヘッジ利益の総額は141百万円であります。
- ※10 動産不動産の減価償却累計額57,229百万円
- ※11 動産不動産の圧縮記帳額4,221百万円

(当事業年度圧縮記帳額

一百万円)

※12 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金45,500百万円が含まれており ます。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日) 前事業年度末 (平成17年3月31日)

※13 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に保る税 いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として資 本の部に計上しております。

> 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。 ※13 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に公 いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として資 本の部に計上しております。

> 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。 ※13 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に伝っいては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として資 本の部に計上しております。

> 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月31 日公布政令第119号)第2条 第4号に基づいて、路線価 に奥行価格補正等の合理的 な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

22,112百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 1,154百万円 その他 859百万円

※2 その他経常費用には、貸出金 償却2,409百万円、貸倒引当金 繰入額17,690百万円、貸出債権 売却損808百万円及び株式等償 却1,112百万円を含んでおりま す。 当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 1,090百万円 その他 1,002百万円

- ※2 その他経常費用には、貸出金 償却 0百万円、貸倒引当金繰 入額6,939百万円、貸出債権売 却損790百万円及び株式等償却 136百万円を含んでおります。
- ※3 当中間会計期間において、当 行は、以下の動産不動産につい て減損損失を計上しておりま す。

(単位:百万円)

地域	主な用途	減損損失	
群馬県内	営業用店舗	806	
	22ヶ所	806	
	遊休資産	40	
	1ヶ所	40	
群馬県外	営業用店舗	21	
	1ヶ所	21	
	遊休資産	181	
	2ヶ所	181	
合計		1,050	

これらの営業用店舗等は、 営業キャッシュ・フローの低 下及び継続的な地価の下落に より、資産グループの帳簿価 額を回収可能価額まで減額 し、当該減少額を減損損失 (1,050百万円)として特別 損失に計上しております。

営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

前事業年度

(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産2,378百万円その他1,722百万円

※2 その他経常費用には、貸出金 償却2,411百万円、貸倒引当金 繰入額21,085百万円、貸出債権 売却損14,643百万円及び株式等 償却847百万円を含んでおりま す。

— 86 —

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	なお、当中間会計期間におい	
	て減損損失の測定に使用した回	
	収可能価額は正味売却価額であ	
	り、正味売却価額は主として不	
	動産鑑定評価基準に基づいて算	
	出しております。	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

- 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産 3,062百万円 減価償却累計額相当額

動産 1,480百万円 中間会計期間末残高相当額

動産 1,581百万円・未経過リース料中間会計期間末

残高相当額

1年内 598百万円 1年超 1,094百万円 合計 1,692百万円

・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 356百万円減価償却費相当額 297百万円支払利息相当額 67百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。
- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内48百万円1年超118百万円合計166百万円

当中間会計期間 白 平成17年4月1

(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 会計期間末残高相当額

取得価額相当額

動産 2,971百万円減価償却累計額相当額

動産 1,967百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 1,003百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1年内595百万円1年超512百万円合計1,107百万円

・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料355百万円減価償却費相当額296百万円支払利息相当額47百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。

リース資産に配分された減損損失 はありませんので、項目等の記載は 省略しております。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1 年内49百万円1 年超70百万円合計120百万円

前事業年度

(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

- 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引
 - リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末 残高相当額

取得価額相当額

動産 3,073百万円 減価償却累計額相当額

動産 1,777百万円 期末残高相当額

動產 1,295百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内617百万円1年超790百万円合計1,407百万円

・当期の支払リース料、減価償却 費相当額及び支払利息相当額

支払リース料713百万円減価償却費相当額593百万円支払利息相当額125百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法 については、利息法によってお ります。

- 2 オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内47百万円1年超90百万円合計137百万円

(有価証券関係)

- ○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 - I 前中間会計期間末(平成16年9月30日現在)
 - Ⅱ 当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)
 - Ⅲ 前事業年度末(平成17年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【信託財産残高表】

資産				
科目	前中間会計期間末(平成16年9月30日)		当中間会計期間末(平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	25	41. 62	_	_
信託受益権	35	58. 38	42	100.00
合計	60	100.00	42	100.00

負債				
科目	前中間会計期間末(平成16年9月30日)		当中間会計期間末(平成17年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	60	100.00	42	100.00
合計	60	100.00	42	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。
 - 2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末及び当中間会計期間末の取扱残高はありません。

(3) 【その他】

中間配当(商法第293条/5の規定による金銭の分配)

平成17年11月25日開催の取締役会において、第121期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額

1,245百万円

1株当たりの中間配当金

2円50銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書事業年度自 平成16年4月1日平成17年6月29日及びその添付書類(第120期)至 平成17年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 自己株券買付状況報告書

平成17年4月5日 平成17年5月12日 平成17年6月3日 及び 平成17年7月5日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成16年12月17日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管している。

平成17年12月16日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 内 正 彦 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管している。

平成16年12月17日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 長 崎 武 彦 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第120期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管している。

平成17年12月16日

株式会社 群 馬 銀 行 取 締 役 会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 内 正 彦 卿 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第121期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管している。